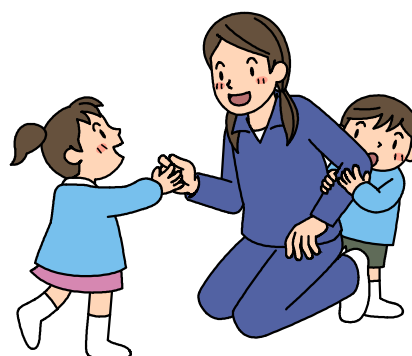


特別支援学校学習指導要領解説Q&A



教
一
如
女

教えることは 学ぶことである

学び続ける教職員に



鹿児島県総合教育センター

学習指導要領解説Q & Aについて

平成29年4月に公示された学習指導要領について、「『学びの連続性』を重視した対応って?」「自立活動は、どのように変わったの?」といった先生方の疑問や知りたいことなどを、Q & A形式でまとめました。

このQ & Aは、新学習指導要領がこれまでとどんなところが変わったのか、何がポイントかを中心にまとめています。
幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領Q & Aと併せて活用してください。



1 ダイジェスト

見開きで改訂のポイントをまとめています。新学習指導要領を踏まえた指導を行う上で大事なことがすぐに分かります。

2 Q&A

コラム欄やワンポイントアドバイス、図、表などを取り入れ、分かりやすく読みやすい内容で解説しています。

Q5 内容Bの食生活「(2)調理の基礎」で、ゆでる材料「じゃがいもなど」と指定されたのは、なぜですか。

A5 ゆでる材料として、水からゆでるものと沸騰してからゆでるもの、ゆでることによってかさが減るものは、多くの量を食べることができ、調理の特性を理解できるようにするためです。

「教科等の目標や内容」,
「主体的・対話的で深い
学びの授業改善」等につ
いて、Q & A形式で分か
りやすく解説しています。

ここには、「答え
(Answer)」に係
る補足説明や参考
資料などが掲載し
てあるので、「答
え」の理由や根拠
などが分かります。

家庭科 (小学校)

Q5 内容Bの食生活「(2)調理の基礎」で、ゆでる材料として「青菜やじゃがいもなど」と指定されたのは、なぜですか。

A5 ゆでる材料として、水からゆでるものと沸騰してからゆでるものがあること、ゆでることによってかさが減るものは、多くの量を食べることができる、などの調理の特性を理解できるようにするためです。

材料に適したゆで方については、硬い食品を柔らかくするなど、食べやすくおいしくするために目的に応じたゆで方があることを理解し、適切にゆでることができるようにします。

2 「青菜やじゃがいもなど」と指定されているのは、青菜やじゃがいもは必ず使いませんが、「など」と示されていますから、その他のもの、例えばブロッコリーやにんじんなどの材料も考えられます。調理の特性を理解できるようにするためには、どのような材料が適しているかを考えることが大切です。

3 「かさが減る」などの調理に関する言葉を実感を持って理解する学習活動が充実するよう配慮します。

4 調理に用いる食品は、日常生活で手に入りやすく、調理の基礎的事項を学ぶ上で、地域の特徴、季節、成長期にある児童の栄養などを考慮して選択します。

小学校で扱う調理の仕方には、ゆで方だけでなく、「いため方」があります。いため方も、ゆで方と同様に目的に応じたいため方があることを理解し、適切にいためることができるようにします。例えば、野菜を強い力でいためると、調理時間も長くなり水がなくなることに気付くようになります。調理の目的によいためる時間や火力の違いがあることを理解できるようにします。

また、いくつかの材料を組み合わせて調理し、材料に応じて切り方を変えたり、火の通りにくいものから順に加熱したり、あらかじめゆでたものをいためたりすることなどについても触れます。

ゆでる、いためるという調理の仕方の指導に当たっては、実習や実験を取り入れ、ゆで方やいため方の手順等の根拠について考えることができるようにします。例えば、ゆで方については、食品の変化を実感させるために、ゆで時間を変えて実験を行い、硬さ、色、味などを実感する活動を取り入れるなど、気付いたことを実感をもって言葉で表現する活動などが考えられます。

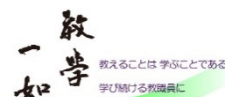
3 活用法

日頃の授業や校内研修、市町村教育委員会や教育事務所主催の研修会、教科等別の教育研究会等で是非活用してください。必要な部分だけでも印刷・ダウンロードできます。

目 次

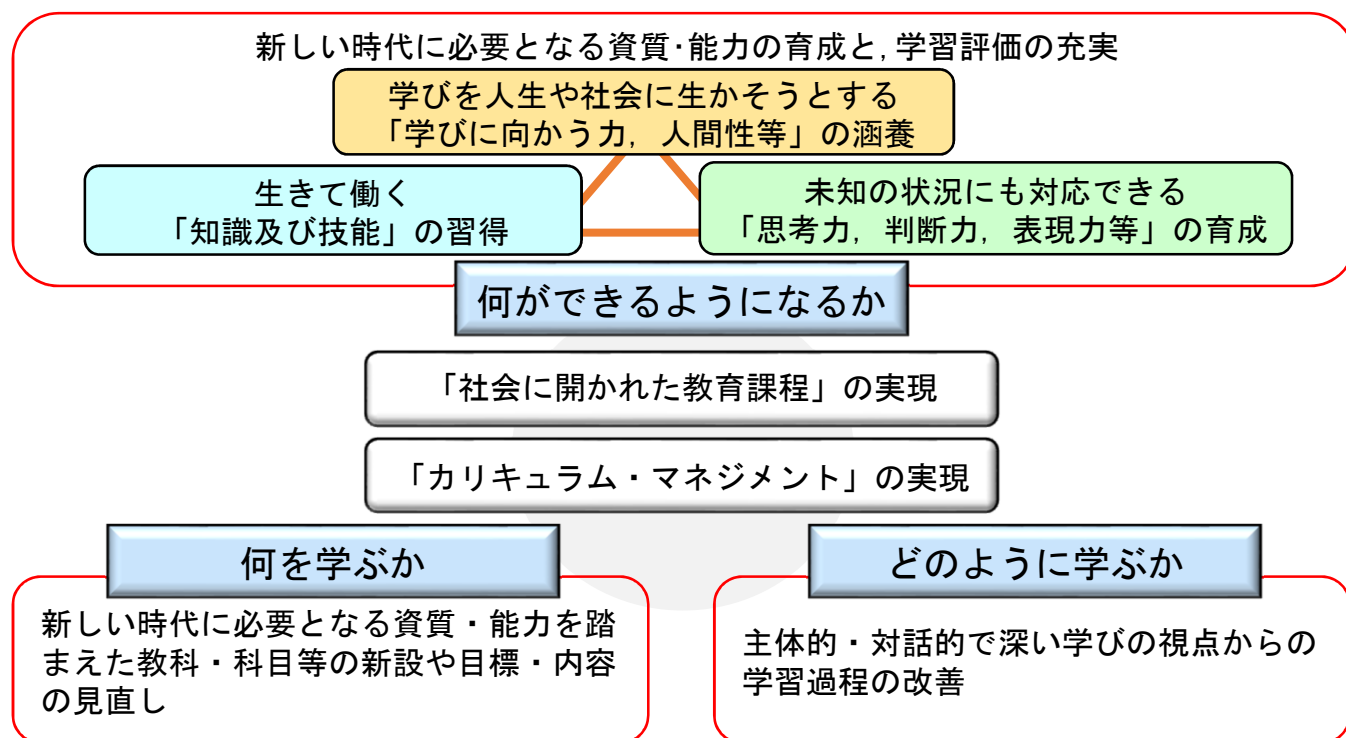
Q 1	幼稚園教育要領改訂のポイントとは、どのようなものですか。……………	1
Q 2	小・中学部学習指導要領改訂のポイントとは、どのようなものですか。……………	2
Q 3	育成を目指す「資質・能力」とは、どのようなものですか。……………	3
Q 4	「主体的・対話的で深い学び」とは、どのような学びのことですか。……………	4
Q 5	各教科等の見方・考え方とは、どのようなことですか。……………	5
Q 6	学習評価の観点とその進め方は、どのようになりますか。……………	6
Q 7	「カリキュラム・マネジメント」とは、どのようなことですか。……………	7
Q 8	「学びの連続性を重視した対応」とは、どのようなことですか。……………	8
Q 9	「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」の改訂のポイントは、 どのようなことですか。……………	9
Q10	「特別の教科 道徳」、「外国語活動」、「総合的な学習の時間」、 「特別活動」で配慮すべき事項はどのようなことですか。……………	10
Q11	自立活動の改訂のポイントは、どのようなことですか。……………	12
Q12	視覚障害者の各教科における配慮事項とは、どのようなことですか。……………	14
Q13	聴覚障害者の各教科における配慮事項とは、どのようなことですか。……………	15
Q14	肢体不自由者の各教科における配慮事項とは、どのようなことですか。……………	16
Q15	病弱者の各教科における配慮事項とは、どのようなことですか。……………	17
Q16	知的障害者である児童生徒のための各教科等の改訂のポイントは、 どのようなことですか。……………	18
Q17	知的障害者である児童生徒のための小学部の各教科の改訂のポイントは、 どのようなことですか。……………	19
Q18	知的障害者である児童生徒のための中学部の各教科の改訂のポイントは、 どのようなことですか。……………	21
Q19	各教科等を合わせて指導を行う場合のポイントは、どのようなことですか。……………	25
Q20	移行措置の留意事項は、どのようなことですか。……………	26
Q21	高等部学習指導要領改訂のポイントは、どのようなものですか。……………	28
Q22	高等部の移行措置の留意事項は、どのようなことですか。……………	29

特別支援学校学習指導要領改訂のポイント



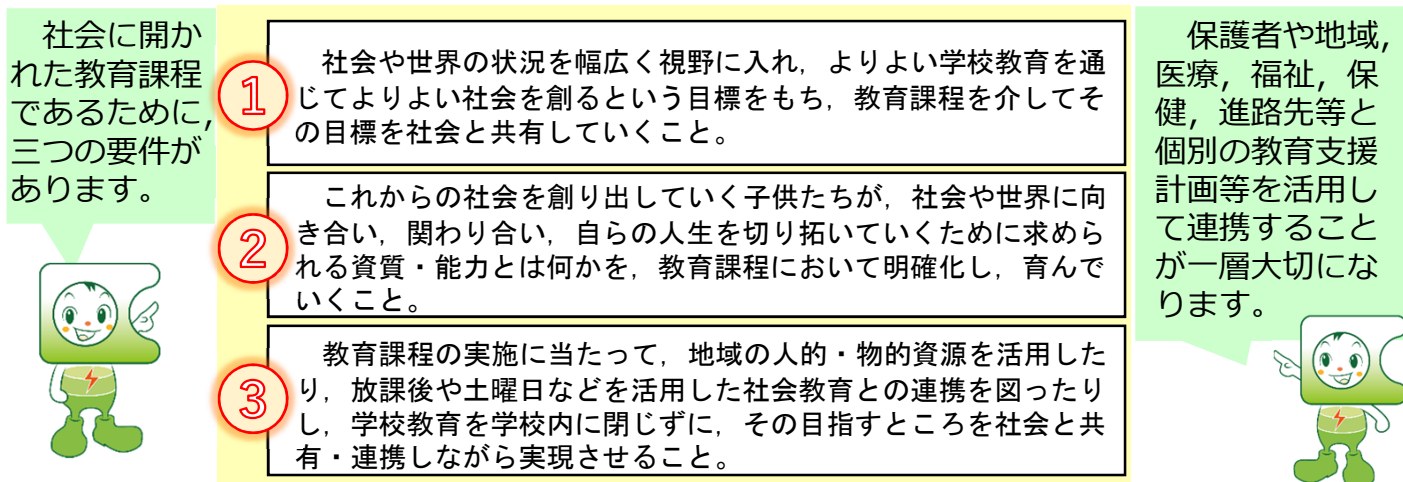
ポイント1 新学習指導要領の方向性の明示

社会に開かれた教育課程の実現，育成を目指す資質・能力，主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善，各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立など改善・充実の方向性が示されました。



ポイント2 「社会に開かれた教育課程」を明確化

「よりよい学校教育を通して，よりよい社会を創る」という理念を学校と社会が共有し，両者が連携・協働して，これからの時代に求められる教育を実現していくことが求められています。



ポイント3

教育課程編成の視点を設定

学習指導要領が学校や家庭、地域の関係者が幅広く共有し、活用できる「学びの地図」としての役割を果たすことができるよう次の点について内容を充実・改善しています。

視点1

何ができるようになるか。（育成を目指す資質・能力）

新しい時代を生きる力を育成するために、学校教育全体及び各教科等の指導を通して、どのような資質・能力の育成をねらうのかを「何ができるようになるか」という視点で、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の**三つの柱**で整理しました。

視点2

何を学ぶか。（教科等を学ぶ意義と教科等間・学部間、学校段階間のつながりを踏まえた教育課程の編成）

各教科等の指導を通して育成する資質・能力を明確にすることを重視し、教科等の目標や内容を、資質・能力の「三つの柱」を踏まえて再整理しました。

視点3

どのように学ぶか。

（各教科等の指導計画の作成と実施、学習・指導の改善・充実）

質の高い学びを実現するために「**主体的・対話的で深い学び**」の視点に基づく授業改善の取組を充実する必要があります。また、各教科等の「**見方・考え方**」を働かせることで、学びが深まり、資質・能力の育成につながります。

視点4

子供一人一人の発達をどのように支援するか。

（子供の発達を踏まえた指導）

子供一人一人の興味や関心、障害の状態や特性、発達の段階等や学習の課題等を踏まえ、その発達を支えつつ、資質・能力を高めることが重要です。そのためには、学級経営の充実や児童生徒理解に支えられた学習、生徒指導の充実等が大切になります。

視点5

何が身に付いたか。（学習評価の充実）

学習評価は、育成を目指す資質・能力の「三つの柱」に対応して、全学年、全教科等で、「**知識・技能**」、「**思考・判断・表現**」、「**主体的に学習に取り組む態度**」の3観点に整理する方向で検討されました。また、授業での評価を個別の指導計画の評価に還元し、更に教育課程の評価・改善につなげることが求められています。

視点6

実施するために何が必要か。

（学習指導要領の理念を実現するために必要な方策）

教科横断的な取組等を実現させるためには、学校が組織体として力を発揮するとともに、家庭や地域、社会との連携・協働が必要不可欠です。学校は家庭や地域、社会と育成を目指す資質・能力を共有し、相互に連携・協働する教育課程を編成し、その見直しを図る「**カリキュラム・マネジメント**」の実現が必要です。

視点7

インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進

障害のある子供が自己のもつ能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加するために必要な力を培うために、一人一人の障害の状態等に応じたきめ細やかな指導及び評価を充実させることが重要です。学びの連続性を重視する視点から「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」や「知的障害者である子供のための各教科等の目標や内容」について、幼稚園や小・中学校の各教科等とのつながりに留意することが求められています。また、一人一人の障害の状態等に応じた指導や自立と社会参加に向けた教育の充実が求められています。



特別支援学校

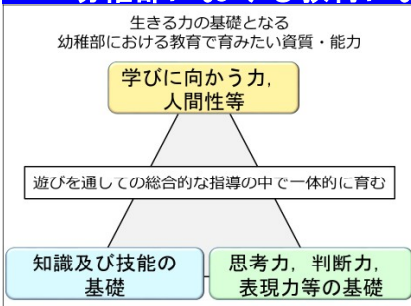
(特別支援学校)

Q 1 幼稚園教育要領改訂のポイントは、どのようなものですか。

A 1 学校教育全体に共通する改善の方向性や、幼稚園と小学部又は小学校との接続の推進等を踏まえ、以下の１～３のポイントがあります。

- 1 幼稚園における教育において育みたい資質・能力の明確化
- 2 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿の明確化
- 3 教育課程の役割とカリキュラム・マネジメントの充実

1 幼稚園における教育において育みたい資質・能力



幼児期は諸能力が個別に発達していくのではなく、相互に関連し合い、総合的に発達するものです。そのため、幼稚園における教育において育みたい資質・能力は、個別に取り出して指導するのではなく、生活の全体で、遊びを通した総合的な指導によって一体的に育むよう努めることが重要になります。



2 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

幼稚園における教育において、育みたい資質・能力が育まれている幼児の具体的な姿として、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が10項目で示されていますが、到達すべき目標ではありません。

幼児期の終わりまでに育ってほしい姿			
健康な心と体	自立心	協同性	道徳性・規範意識の芽生え
社会生活との関わり	思考力の芽生え	自然との関わり・生命尊重	
数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚	言葉による伝え合い	豊かな感性と表現	

指導の際に、遊びの中で幼児が発達していく姿としてこれらの姿を念頭に置いて捉えて、一人一人の発達に必要な体験が得られるような状況をつくったり、必要な援助を行ったりすることなどが必要になります。

幼児期にふさわしい遊びや生活を積み重ねる際には、幼児の障害の状態や特性及び発達の程度等に応じて、自立などに向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人一人の教育的ニーズを育みたい資質・能力の観点から把握したり、ねらいや指導内容を設定したりすることが必要です。

資質・能力は、「健康」、「人間関係」、「環境」、「言葉」、「表現」の五領域のねらい及び内容に基づく活動全体で育みます。また、自立活動と他の領域に示す内容との密接な関連を図りながら指導を行うことが必要です。

3 教育課程の役割とカリキュラム・マネジメントの充実

適切な教育課程の編成とカリキュラム・マネジメントの充実が必要です。

小・中学部と同様に、明確な学校教育目標の下で教育課程を編成して実施し、評価・改善を図ります。また、個別の指導計画についても評価し、指導の改善に努めるとともに教育課程の実施状況の評価・改善につなげます。そして全体的な計画にも留意しながら「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえて教育課程を編成し、人的又は物的な体制を確保して改善を図っていくことなどを通して、組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図ることが必要です。

特別支援学校

(特別支援学校)

Q 2 小・中学部学習指導要領改訂のポイントは、どのようなものですか。

A 2 新小・中学校学習指導要領と共通の改訂の基本方針に基づいた改訂を行っています。
基本的な考え方として以下の3点が示されています。

- 1 小・中学校と同様に、社会に開かれた教育課程の実現、育成を目指す資質・能力、主体的・対話的で深い学びの視点を踏まえた授業改善、各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立
- 2 幼稚園、小・中・高等学校の教育課程との連続性の重視
- 3 障害の重度・重複化、多様化への対応と卒業後の自立と社会参加に向けた充実



具体的には、教育内容等について以下の観点から改善されています。

- 「学びの連続性を重視した対応」の観点
 - ・ 「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」の基本的な考え方の明確化
 - ・ 「知的障害者である子供のための各教科等の目標や内容」についての育成を目指す資質・能力の三つの柱に基づく整理
 - ・ 幼稚園や小・中学校とのつながりへの留意
- 「一人一人の障害の状態等に応じた指導の充実」の観点
 - ・ 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者及び病弱者である子供に対する教育を行う特別支援学校において、障害の特性等に応じた指導上の配慮の充実とコンピュータ等の情報機器の活用等の規定
 - ・ 自立活動の指導の充実
- 「自立と社会参加に向けた教育の充実」の観点
 - ・ 卒業後の視点を大切にしたいカリキュラム・マネジメントを計画的・組織的に実施
 - ・ キャリア教育の充実
 - ・ 生涯学習への意欲を高めることや、生涯を通じてスポーツや文化芸術活動に親しみ、豊かな生活を営むことができるよう配慮することの規定
 - ・ 交流及び共同学習の充実
 - ・ 知的障害者である子供のための各教科の目標及び内容について育成を目指す資質・能力の観点からの充実

特別支援学校の教育については、特別支援学校の学習指導要領解説だけを見れば良いの？

特別支援学校には、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し、自立を図るために必要な知識、技能、態度及び習慣を養うという目標がありますが、幼・小・中学校と同じ目標も掲げています。例えば、小学部における教育は、小学校教育の目標の達成に努める必要があります。幼稚園や中学部も同様です。学習指導要領解説や当センターの新学習指導要領解説Q & Aは、特別支援学校のものだけでなく、幼・小・中学校のものも参考にすることが大切です。



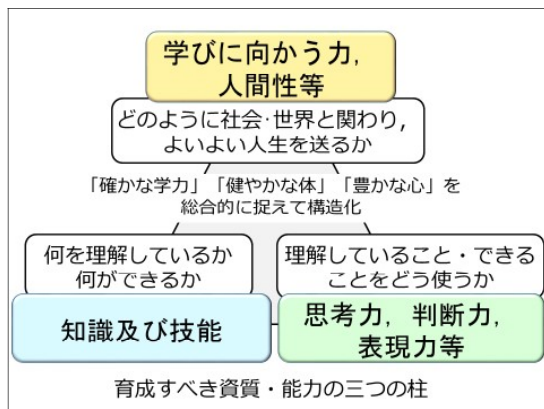
Q 3

育成を目指す「資質・能力」とは、どのようなものですか。

A 3

「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」を新学習指導要領では、「三つの柱」と位置付けています。

教育課程全体を通して育成を目指す資質・能力を次の「三つの柱」に整理しています。



- 1 何を理解しているか、何ができるか
(生きて働く「知識及び技能」の習得)
- 2 理解していること・できることをどう使うか
(未知の状況にも対応できる「思考力、判断力、表現力等」の育成)
- 3 どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか
(学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力、人間性等」の涵養)

※ 各教科等の目標と内容も、この「三つの柱」で再整理されています。

1 「知識及び技能」の習得

各教科等の指導に当たっては、児童生徒が既得の知識や技能を活用して思考することにより、知識を相互に関連付けたより深い理解や、他の学習や生活の場面で活用できる習熟した技能として習得されるような学習が必要となります。こうした学習の過程はこれまででも重視されていましたが、今回の改訂では、「主体的・対話的で深い学び」として整理されています。

2 「思考力、判断力、表現力等」の育成

「思考力、判断力、表現力等」は、「知識及び技能」を活用して課題を解決するために必要な力と規定されています。教育課程においては、各教科等の特質に応じて育まれるようにするとともに、教科等横断的な視点に立って、各過程において、言語能力、情報活用能力及び問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力、現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成を目指す中で、「思考力、判断力、表現力等」が育まれるようにすることが重要となります。

3 「学びに向かう力、人間性等」の涵養

「学びに向かう力、人間性等」には、主体的に学習に取り組む態度も含めた学びに向かう力や、自己の感情や行動を統制する力、よりよい生活や人間関係を自主的に形成する態度、多様性を尊重する態度、互いのよさを生かして協働する力、持続可能な社会づくりに向けた態度、リーダーシップやチームワーク、感性、優しさや思いやりなどの人間性等に関するものも幅広く含まれています。

「生きる力」と「資質・能力の三つの柱」とのつながり

これまで学校教育においては、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」の育成を目指してきました。新学習指導要領においても、「生きる力」の育成を掲げています。特別支援学校においても、「確かな学力、豊かな心、健やかな体」の育成と自立活動の指導によって、生きる力を育むことを目指すことになります。

新学習指導要領では、この「生きる力」を「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」という「資質・能力の三つの柱」で具体化しました。学校教育全体並びに各教科等の指導を通して、どのような資質・能力を目指すのかを明確にしながら教育活動の充実を図り、三つの柱がバランスよく実現できるよう留意しながら生きる力の育成を目指していくことになります。



Q 4 「主体的・対話的で深い学び」とは、どのような学びのことですか。

A 4 特定の指導方法の形があるわけではなく、資質・能力の育成に向けた質の高い学びのことです。

1 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善

これまでと全く異なる指導方法を導入することではありません。教科等の特質を踏まえ、具体的な学習内容や児童生徒の状況等に応じて、「何を、どのように学ぶか」を重視し「主体的な学び」、「対話的な学び」、「深い学び」の視点から、質の高い学びを実現し、学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けるようにすることが大事です。

- ① 学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しをもって粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「**主体的な学び**」が実現できているか。
- ② 児童生徒同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えることなどを通じ、自己の考えを広げ深める「**対話的な学び**」が実現できているか。
- ③ 習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「**深い学び**」が実現できているか。

2 授業改善のためのポイント

○ 学びの姿のイメージ

以下のような児童生徒の姿をイメージしながら指導計画を作成することが大切です。

主体的な学びのイメージ	対話的な学びのイメージ	深い学びのイメージ
・ 興味・関心を高める ・ 見通しをもつ ・ 自分と結び付ける ・ 粘り強く取り組む ・ 振り返って次へつなげる	・ 互いの考えを比較する ・ 多様な情報を収集する ・ 思考を表現に置き換える ・ 多様な手段で説明する ・ 先哲の考え方を手掛かりとする ・ 共に考えを創り上げる ・ 協働して課題解決する	・ 思考して問い続ける ・ 知識・技能を習得する ・ 知識・技能を活用する ・ 自分の思いや考えと結び付ける ・ 知識や技能を概念化する ・ 自分の考えを形成する ・ 新たなものを創り上げる

○ 単元等のまとまりを見通した学びの実現

必ずしも1単位時間の授業の中で全てが実現されるものではありません。単元や題材など内容や時間のまとまりの中で、以下の点などを考えることが必要です。

- ・ 主体的に学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりして自身の学びや変容を自覚できる場面をどこに設定するか。
- ・ グループ活動等、対話によって考えを広げたり深めたりする場面をどこに設定するか。
- ・ 学びを深めるために児童生徒が考える場面と教員が教える場面をどのように組み立てるか。

○ 「深い学び」の鍵

各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方である「**見方・考え方**」が鍵となります。新しい知識及び技能を既習事項と結び付けながら社会の中で生きて働くものとして習得したり、思考力、判断力、表現力等を豊かなものにしたりするために見方・考え方は重要です。

基礎的・基本的な内容は、あまり重視されないの？

決して基礎的・基本的な知識及び技能を軽視するものではなく、そこに課題がある場合には、その確実な習得を図らなければなりません。



Q5 各教科等の見方・考え方とは、どのようなことですか。

A5 「どのような視点で物事を捉え、どのような考え方で思考していくのか」という教科等ならではの物事を捉える視点や考え方のことです。この見方・考え方を働かせることが深い学びの鍵となります。

1 幼児期における見方・考え方

幼児期における見方・考え方は、幼児が身近な環境に主体的に関わり、環境との関わり方や意味に気づき、これらを取り込もうとして、試行錯誤したり、考えたりするようになることとして示されています。

幼児が生活を通して身近なあらゆる環境からの刺激を受け止め、自分から興味をもって環境に主体的に関わりながら、様々な活動を展開し、充実感や満足感を味わうという体験が重視されます。「幼児期にふさわしい生活が展開されるようにすること」、「遊びを通しての総合的な指導が行われるようにすること」、「一人一人の特性に応じた指導が行われるようにすること」を重視することが求められています。



2 小・中学部における見方・考え方

幼児期の教育における見方・考え方が、各教科等の見方・考え方につながっていきます。小・中学部では、各教科等の特質に応じた物事を捉える視点として見方・考え方が示されています。「どのような視点で物事を捉え、どのような考え方で思考していくのか」というその教科等ならではの物事を捉える視点です。新しい知識及び技能を既習事項と結び付けながら社会の中で生きて働くものとして習得したり、思考力、判断力、表現力等を豊かなものとしたり、社会や世界にどのように関わるのかの視座を形成したりするために重要なものです。



3 各教科等の特質に応じた見方・考え方

児童生徒が各教科で習得した知識を活用したり、身に付けた思考力を発揮させたりしながら知識を相互に関連付けてより深く理解することや、情報を精査して考えを形成すること、問題を見いだして解決策を考え、思いや考えを基に創造することに向かう学びの中で、資質・能力が育まれていきます。これらの過程においては、“どのような視点で物事を捉え、どのような考え方で思考していくのか”という、物事を捉える視点や考え方も同時に鍛えられていきます。こうした視点や考え方には、教科等それぞれの見方・考え方があり、幼稚園教育要領、小学校・中学校学習指導要領、特別支援学校学習指導要領の各解説に示されています。それらを踏まえて、児童生徒が見方・考え方を使えるような授業を計画することが必要になります。

これまでの「見方や考え方」とは違うの？

これまでも、見方や考え方という用語が用いられてきていましたが、その内容については必ずしも具体的に説明されておらず、教科等によって使い方もそれぞれでした。今回、各教科等における見方・考え方とはどういうものを明らかにし、それを軸とした授業改善の取組を活性化することを重視しています。





特別支援学校

(特別支援学校)

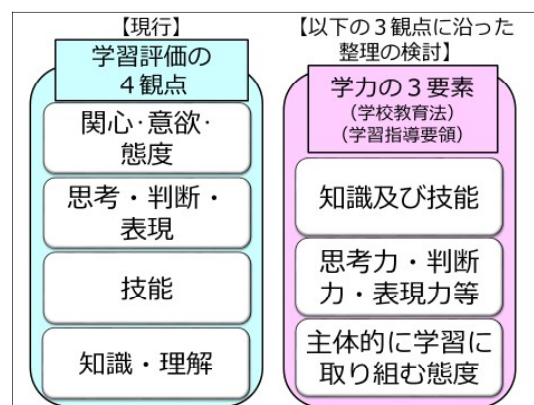
Q 6 学習評価の観点とその進め方は、どのようになりますか。

A 6 学習評価については、「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の3観点到整理する方向で検討されています。

1 学習評価の観点

学習評価は、学校の教育活動に関し、児童生徒に「どういった力が身に付いたか」という学習の成果を的確に捉え、教師が指導の改善を図るとともに、児童生徒自身が自らの学習を振り返って次の学習に向かうことができるようにすることが大切です。

現行の学習評価は、学校教育法の学力の3要素を踏まえて4観点が示されていますが、今後は学力の3要素や新学習指導要領の三つの柱を踏まえて(右図)、「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の3観点到整理することが提言されています。



学力の3つの要素と評価の観点到との整理

各観点是、毎回の授業で全てを見取るのではなく、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら評価の場面や方法を工夫し、学習の過程の適切な場面で評価を行うことが必要です。

2 「学びに向かう力・人間性」と「主体的に学習に取り組む態度」の関係について

「学びに向かう力、人間性等」には、感性や思いやりなども含まれますが、これらは観点到別学習状況の評価になじまないため、評価の観点到としては、「主体的に学習に取り組む態度」として設定し、感性や思いやりなどについては観点到別学習状況の評価の対象外としています。

つまり、「学びに向かう力、人間性等」には、観点到別学習状況の評価(学習状況を分析的に捉える)を通じて見取ることのできる「主体的に学習に取り組む態度」と、観点到別学習状況の評価や評定にはなじまず、個人内評価(個人のよい点や可能性、進歩の状況について評価する)を通じて見取る部分とがあることに留意することが必要になります。

個別の指導計画に基づく教育課程の評価と改善

特別支援学校の授業は、全体の指導計画と個別の指導計画に基づいて行います。今回、「個別の指導計画に基づいて行われた学習状況や結果を適切に評価し、指導目標や指導内容、指導方法の改善に努め、より効果的な指導ができるようにすること」と明記されました。学習評価をカリキュラム・マネジメントの観点到で捉えた場合、指導目標を達成できなかった場合などは、課題の背景や要因を踏まえて改善を図る必要があります。また、児童生徒一人一人の個別の指導計画の実施状況の評価を踏まえ、年間指導計画等の単元や題材など内容や時間のまとまりなどについて検討する仕組みを工夫することが大切になります。



Q 7 「カリキュラム・マネジメント」とは、どのようなことですか。

A 7 教育課程に基づき、組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくことです。

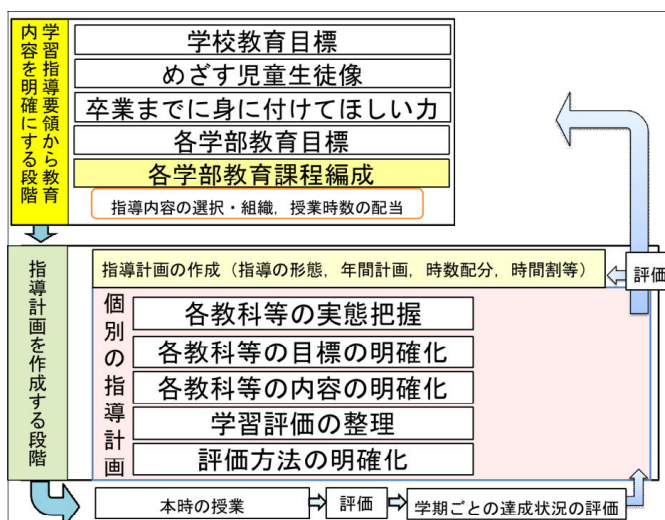
教育課程に基づき、組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図ること自体は、これまでも行っていますが、カリキュラム・マネジメントは以下の三つの側面で整理されています。

- ・ 児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと。
- ・ 教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと
- ・ 教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくこと

つまり、教育課程の編成や実施だけでなく、評価し、改善することが大切だということから教育課程を軸に学校教育の改善・充実の好循環を生み出すカリキュラム・マネジメントの実現を目指すことが重視されています。

カリキュラム・マネジメントのポイント

- ・ 特別支援学校におけるカリキュラム・マネジメントは、基本的には小・中学校等と同様ですが、右図のように、個別の指導計画が位置付けられています。
- ・ 育成を目指す資質・能力を明確にした学校教育目標を設定し、その達成に必要な教育の内容を教科等横断的な視点で配列することが重要な事項の一つです（右図上段）。
- ・ 教育課程の編成において学習指導要領から教育の内容を明確にする段階と、教育の内容等を踏まえて指導計画を作成する段階とに分けて、それぞれのつながりに対する意識を促しています。
- ・ 指導計画の作成段階には、指導計画（全体指導計画等のこと）と個別の指導計画を作成する段階が示されました。全体指導計画（年間指導計画等のこと）を具体化し、個々の指導目標や指導内容及び指導方法を明確にするために個別の指導計画を作成することが明確に示されています。
- ・ 実際の指導では、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の実現が必要です。特に、各教科等を合わせた指導を行う場合は、単元や題材の内容や時間の構成だけではなく、育成を目指す資質・能力の三つの柱で整理された各教科等の内容を習得し目標を達成するための学習活動を充実させるという視点が大切になります。
- ・ 評価については、何が身に付いたかという学習の成果を的確に捉え、教育課程の評価と改善を行います。個別の指導計画の評価と改善を教育課程の評価と改善につなげていくことになります。また、改善する対象が指導計画なのか、教育の内容の選択や組織なのかなどを明確にし、教育の改善・充実を図ることが必要です。そのためにも、全教職員で児童生徒の実態や地域の実情、学習指導要領の内容を踏まえた効果的な全体指導計画の在り方などについて研究を重ね、共通理解を図り、創意工夫を重ねながら教育課程の編成や改善を行うことが大切になります。



特別支援学校

(特別支援学校)

Q 8 「学びの連続性を重視した対応」とは、どのようなことですか。

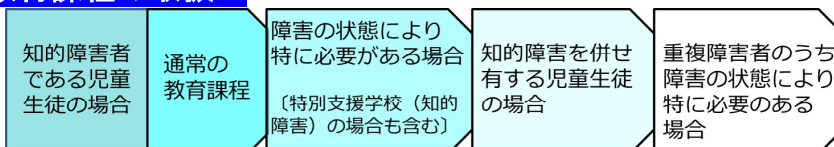
A 8 特別支援学校に在籍する重複障害者や知的障害者である児童生徒に対して、一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かな指導及び評価を行うことです。

インクルーシブ教育システムの推進により、多様な学びの場の整備として、障害のある児童生徒の学びの場の選択が柔軟になりました。多様な学びの場としては、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校それぞれの環境整備の充実が図られます。それに伴い、幼稚園、小・中・高等学校の教育課程との連続性の重視や教育的な対応が一層求められます。

特別支援学校に在籍する重複障害者や知的障害者である児童生徒に対しても、一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かな指導及び評価を一層充実させることになります。

1 重複障害者等に関する教育課程の取扱い

児童生徒の学びの連続性を確保する視点から、「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」に、右図に示した取扱いを適用する際の留意点を明確に示しました。また、以下の規定が加わりました。

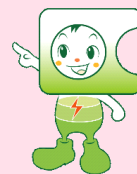


- 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部の外国語科については、外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができること。
- 知的障害者である児童生徒の場合、小学部の3段階に示す各教科又は外国語活動の内容を習得し目標を達成している者については、小学校学習指導要領第2章に示す各教科及び第4章に示す外国語活動の目標及び内容の一部を、中学部の2段階に示す各教科の内容を習得し目標を達成している者については、中学校学習指導要領第2章に示す各教科の目標及び内容並びに小学校学習指導要領第2章に示す各教科及び第4章に示す外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができるものとする。

※ 詳細は、Q 9 を参照してください。

重複障害者とは

重複障害者とは、当該学校に就学することになった障害以外に他の障害を併せ有する児童生徒であり、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由及び病弱について、原則的には学校教育法施行令第22条の3において規定している程度の障害を複数併せ有する者を指しています。



2 知的障害者である児童生徒のための各教科等の目標や内容の整理

知的障害者である児童生徒のための各教科等の目標や内容について、育成を目指す資質・能力の三つの柱に基づいて整理されました。その際、各学部や各段階、幼稚園や小・中学校の各教科等とのつながりに留意し、次の点を充実しています。

- 小・中学部の各段階に目標を設定
- 中学部に2段階を新設し、段階ごとの内容を充実
- 小学部の教育課程に外国語活動を設けることができることを規定
- 知的障害の程度や学習状況等の個人差が大きいことを踏まえ、特に必要がある場合には、個別の指導計画に基づき、相当する学校段階までの小学校等の学習指導要領の各教科の目標及び内容を参考に指導ができるよう規定

※ 詳細は、Q16 を参照してください。



Q 9 「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」の改訂のポイントは、どのようなことですか。

A 9 「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」について、児童生徒の学びの連続性を確保する視点から、基本的な考え方を規定しています。

重複障害者等に関する教育課程の取扱い

重複障害者等に関する規定を適用する際には、各教科等に加えて、自立活動を取り扱うことが前提となります。

今回の改訂で新たに追加された規定については、太字部分になります。

1 障害の状態により特に必要がある場合

- (1) 各教科及び外国語活動の目標及び内容に関する事項の一部を取り扱わないことができること。
- (2) 各教科の各学年の目標及び内容の一部又は全部を、当該学年より前の各学年の目標及び内容の一部又は全部によって、替えることができること。また、**道徳科の各学年の内容の一部又は全部を、当該各学年より前の学年の内容の一部又は全部によって替えることができること。**
- (3) 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部の外国語科については、外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができること。
- (4) 中学部の各教科及び**道徳科**の目標及び内容に関する事項の一部又は全部を、当該各教科に相当する小学部の各教科及び**道徳科**の目標及び内容に関する事項の一部又は全部によって、替えることができること。
- (5) 中学部の外国語科については、小学部の外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができること。
- (6) 幼稚園教育要領に示す各領域のねらい及び内容の一部を取り入れることができること。

2 知的障害者である児童生徒の場合

小学部の3段階に示す各教科又は外国語活動の内容を習得し目標を達成している者については、小学校学習指導要領第2章に示す各教科及び第4章に示す外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができるものとする。

中学部の2段階に示す各教科の内容を習得し目標を達成している者については、中学校学習指導要領第2章に示す各教科の目標及び内容並びに小学校学習指導要領第2章に示す各教科及び第4章に示す外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができるものとする。

3 重複障害者の場合

- (1) 知的障害を併せ有する児童生徒の場合、各教科の目標及び内容に関する事項の一部**又は全部**を、知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科の目標及び内容の一部**又は全部**によって替えることができるものとする。また、小学部の児童については、外国語活動の目標及び内容の一部又は全部を**知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の外国語活動の目標及び内容の一部又は全部**によって、替えることができるものとする。この場合、小学部の児童については、外国語科及び総合的な学習の時間を、中学部の生徒については、外国語科を設けないことができるものとする。
- (2) 障害の状態により特に必要がある場合には、各教科、道徳科、外国語活動若しくは特別活動の目標及び内容に関する事項の一部又は各教科、外国語活動若しくは総合的な学習の時間に替えて、自立活動を主とし指導を行うことができるものとする。

4 訪問教育の場合

障害のため通学して教育を受けることが困難な児童又は生徒に対して、教員を派遣して教育を行う場合については、上記1から3に示すところによることができるものとする。

5 重複障害者等に係る授業時数

重複障害者、療養中の児童若しくは生徒又は障害のため通学して教育を受けることが困難な児童若しくは生徒に対して教員を派遣して教育を行う場合について、特に必要があるときは、実情に応じた授業時数を適切に定めるものとする。

■ 特別支援学校

(特別支援学校)

Q10 「特別の教科 道徳」、「外国語活動」、「総合的な学習の時間」、「特別活動」で配慮すべき事項はどのようなことですか。

A10 それぞれの配慮すべき事項は以下のとおりです。

各教科の配慮すべき事項

○ 特別の教科 道徳で配慮すべき事項

- ・ 児童又は生徒の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服して、強く生きようとする意欲を高め、明るい生活態度を養うとともに、健全な人生観の育成を図る必要があること。
- ・ 各教科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動との関連を密にしながら、経験の拡充を図り、豊かな道徳的心情を育て、広い視野に立って道徳的判断や行動ができるように指導する必要があること。
- ・ 知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校において、内容の指導に当たっては、個々の児童又は生徒の知的障害の状態、生活年齢、学習状況及び経験等に応じて、適切に指導の重点を定め、指導内容を具体化し、体験的な活動を取り入れるなどの工夫を行うこと。

○ 外国語活動で配慮すべき事項

第一は、指導内容の精選に関する配慮事項である。指導に当たって最も重視すべき点は、個々の児童の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を考慮して、適切な指導内容の精選に努めたり、重点の置き方等を工夫したりすることである。

第二は、自立活動の指導との関連に留意することである。特別支援学校の児童については、それぞれ障害を有していることから、外国語を用いたコミュニケーションにおいても、様々な困難が生じる場合があるため、自立活動との関連を図った指導が重要になる。児童の好きなことや得意なことを取り上げ、達成感や成功感をもたせる指導に取り組んでいく。

知的障害のある児童の学習の特性等を踏まえ、外国語活動の目標及び内容について、以下の配慮を行っている。

- ・ 育成を目指す三つの資質・能力を目標とすることは小学校の外国語活動と同様であるが、「聞くこと」、「話すこと」の二つの領域の言語活動を設定し、領域別の目標は学習指導要領に示さないこととした。

これは、言語活動や行動などを指標とした目標を一律に設定することは知的障害のある児童の実態や学習の特性にそぐわないため、指導計画を作成する際、適切な目標を設定することができるようにしたものである。

- ・ 外国語活動は小学校と同学年からとなる、小学部3学年以上の児童を対象とし、国語科の3段階の目標及び内容を学習する児童が学ぶことができるように目標及び内容を設定している。
- ・ 内容の設定に当たっては、児童の学習の特性を踏まえ育成を目指す資質・能力が確実に育まれるよう、興味・関心のあるものや日常生活と関わりがあるものなどを重視した。

○ 総合的な学習の時間で配慮すべき事項

- ・ 児童又は生徒の障害の状態や発達の段階等を十分考慮し、学習活動が効果的に行われるよう配慮すること。
- ・ 体験活動に当たっては、安全と保健に留意するとともに、学習活動に応じて、小学校の児童又は中学校の生徒などと交流及び共同学習を行うよう配慮すること。
- ・ 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校中学部において、探求的な学習を行う場合には、知的障害のある生徒の学習上の特性として、学習によって得た知識や技能が断片的になりやすいことなどを踏まえ、各教科等の学習で培われた資質・能力を総合的に関連付けながら、具体的に指導内容を設定し、生徒が自ら課題を解決できるように配慮すること。

○ 特別活動で配慮すべき事項

- ・ 学級活動においては、適宜他の学級や学年と合同で行うなどして、少人数からくる種々の制約を解消し、活発な集団活動が行われるようにする必要があること。
- ・ 児童又は生徒の経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性を育むために、集団活動を通して小学校の児童又は中学校の生徒などと交流及び共同学習を行ったり、地域の人々などと活動を共にしたりする機会を積極的に設ける。その際、児童又は生徒の障害の状態や特性等を考慮して、活動の種類や時期、実施方法等を適切に定めること。
- ・ 知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校において、内容の指導に当たっては、個々の児童又は生徒の知的障害の状態、生活年齢、学習状況及び経験等に応じて、適切に指導の重点を定め、具体的に指導する必要があること。

Q11

自立活動の改訂のポイントは、どのようなことですか。

A11

以下の三つがポイントです。

1 自立活動の内容について

改訂前と改訂後の対照表

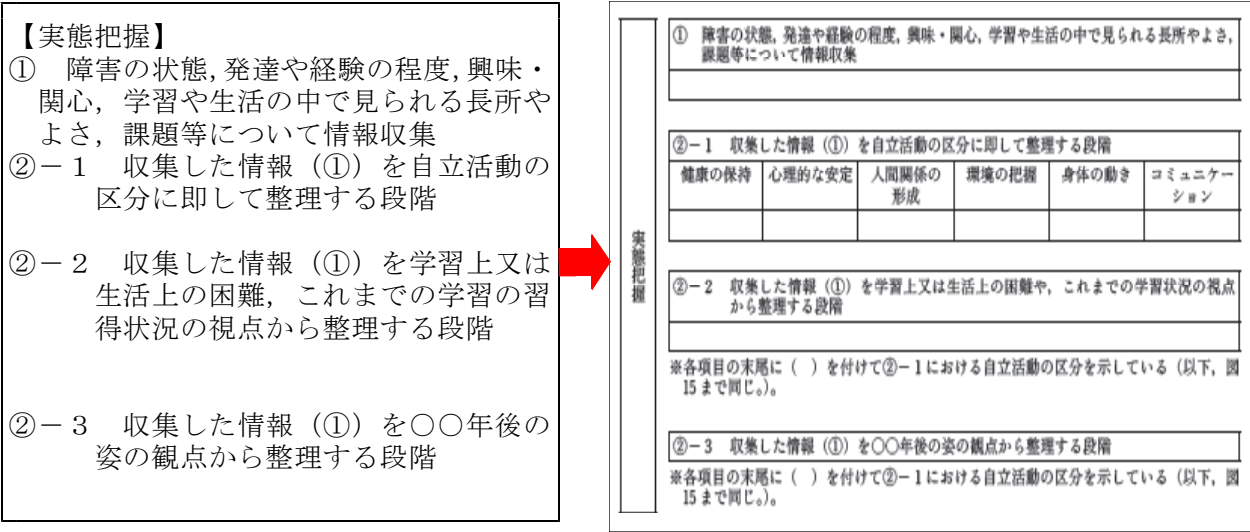
	改 訂 前	改 訂 後
健康の保持	(1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関すること。 (2) 病気の状態の理解と生活管理に関すること。 (3) 身体各部の状態の理解と養護に関すること。 (4) 健康状態の維持・改善に関すること。	(1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関すること。 (2) 病気の状態の理解と生活管理に関すること。 (3) 身体各部の状態の理解と養護に関すること。 (4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること。 (5) 健康状態の維持・改善に関すること。
環境の把握	(1) 保有する感覚の活用に関すること。 (2) 感覚や認知の特性への対応に関すること。 (3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関すること。 (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況の把握に関すること。 (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること。	(1) 保有する感覚の活用に関すること。 (2) 感覚や認知の特性 についての理解と 対応に関すること。 (3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関すること。 (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況 についての把握と状況に応じた行動 に関すること (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること。

2 個別の指導計画の作成と内容の取扱いに関する手続きを整理する際の配慮事項の充実

- 個々の児童又は生徒に対し、自己選択及び自己決定する機会を設けることにより、思考したり、判断したりすることができるような指導内容を取り上げることを新たに追加しました。
- 個々の児童又は生徒が、自立活動における学習の意味を将来の自立や社会参加に必要な資質・能力との関係において理解し、取り組めるような指導内容を取り上げることを新たに示しました。

3 学習指導要領解説において自立活動の具体的な指導内容を設定するまでの例の充実

実態把握から具体的な指導内容を設定するまでの流れ



【指導すべき課題の整理】

③ ①をもとに②－１，②－２，②－３で整理した情報から課題を抽出する段階

④ ③で整理した課題同士の関連を整理し，中心的な課題を導き出す段階

【課題同士の関係を整理する中で今指導すべき指導目標を設定】

⑤ ④に基づき指導目標を設定

指導すべき課題の整理	③ ①をもとに②－１，②－２，②－３で整理した情報から課題を抽出する段階
	④ ③で整理した課題同士がどのように関連しているかを整理し，中心的な課題を導き出す段階
	⑤ ④に基づき設定した指導目標（ねらい）を記す段階
	課題同士の関係を整理する中で今指導すべき指導目標として

【指導目標（ねらい）を達成するために必要な項目の選定】

⑥ ⑤の指導目標（ねらい）を達成するために必要な項目の選定

【項目間の関連付け】

⑦ 項目と項目を関連付ける際のポイント

【選定した項目を関連付けて具体的な指導内容を設定】

⑧ 具体的な指導内容を設定

⑥ ⑤を達成するために必要な項目を選定する段階

指導目標（ねらい）を達成するために必要な項目の選定	健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション

⑦ 項目と項目を関連付ける際のポイント

⑧ 具体的な指導内容を設定する段階

選定した項目を関連付けて具体的な指導内容を設定	ア	イ	ウ	...

小学校・中学校における自立活動の取扱いとは？

① 小・中学校の学習指導要領総則における障害のある児童又は生徒などへの指導
特別支援教育に関する教育課程編成の基本的な考え方や個に応じた指導を充実させるための教育課程実施上の留意事項などが一体的に分かるように示しました。

② 特別支援学級における自立活動

「障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため，特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動を取り入れること」を新たに示しました。

③ 通級による指導における自立活動

「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動の内容を参考とし，具体的な目標や内容を定め，指導を行うものとします。その際，効果的な指導が行われるよう，各教科等と通級による指導との関連を図るなど，教師間の連携に努めるものとする。」を新たに示しました。（※平成30年度からは，高等学校においても通級による指導が開始されました。）

④ 個別の指導計画等の作成と活用

特別支援学級に在籍する児童又は生徒及び通級による指導を受ける児童又は生徒については「個々の実態を的確に把握し，個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し，効果的に活用するものとする。」と新たに示しました。



Q12 視覚障害者の各教科における配慮事項とは、どのようなことですか。

A12 的確な概念形成と言葉の活用や点字等の読み書きの指導、指導内容の精選等、コンピュータ等の情報機器や教材等の活用、見通しをもった学習活動の展開などのことです。

1 的確な概念形成と言葉の活用

児童生徒が聴覚、触覚及び保有する視覚などを十分に活用して、具体的な事物・事象や動作と言葉とを結び付けて、的確な概念の形成を図り、言葉を正しく理解し活用できるようにすること。

的確な概念を形成するためには、児童生徒が聴覚、触覚及び保有する視覚などを十分に活用して、事物・事象や動作と言葉とを対応できるようにする指導が大切です。その際、直接体験によって具体的なイメージを形づくったり、体験的な学習によって経験の拡充を図ったりすることが必要です。また、他者の考えを聞く、必要な情報を調べる、読書をするなどにより、多くの語彙や多様な表現に触れられるようにすることも重要です。

2 点字等の読み書きの指導

児童生徒の視覚障害の状態等に応じて、点字又は普通の文字の読み書きを系統的に指導し、習熟させること。なお、点字を常用して学習する児童生徒に対しても、漢字・漢語の理解を促すため、児童生徒の発達の段階等に応じて適切な指導が行われるようにすること。

普通の文字の指導については、漢字を部首に分解し、基本漢字を徹底して指導するなど漢字の読み書きの指導が重要です。また、教科書等の縦書き・横書きなどのレイアウトに慣れ親しんだり、視覚補助具を活用して速く読み書きができるようにしたりすることなどが大切です。点字を常用する児童生徒には、点字表記法の系統的な指導や点字の読み書きを速くする指導が大切です。漢字の音訓と意味、熟語の読みと意味と含まれる漢字などのつながりを理解し、適切に表現できるように、児童生徒に応じて指導することや、コンピュータ等の情報機器を活用することとも考慮して、音声化された漢字や漢語の説明の理解も含めた指導が必要です。

3 指導内容の精選等

児童生徒の視覚障害の状態等に応じて、指導内容を適切に精選し、基礎的・基本的な事項から着実に習得できるよう指導すること。

各教科の内容の本質や法則性を具体的に把握できるよう、基礎的・基本的な事項に重点を置き、指導内容を適切に精選することが大切です。また、理解できた法則を他にあてはめたり、発展・応用の内容につなげたりできるよう、指導内容のつながりや順序に配慮することも必要です。なお、見えないことなどを理由に各教科の内容を安易に取り扱わないことは、指導内容の精選にはあたらないことに留意が必要です。

4 コンピュータ等の情報機器や教材等の活用

視覚補助具やコンピュータ等の情報機器、触覚教材、拡大教材及び音声教材等各種教材の効果的な活用を通して、児童生徒が容易に情報を収集・整理し、主体的な学習ができるようにするなど、児童生徒の視覚障害の状態等を考慮した指導方法を工夫すること。

音声教材や触覚教材を活用したり、モデル実験を行ったりするなど、視覚的な情報を聴覚や触覚で把握できるように指導内容・方法を工夫することが大切です。また、感光器のほかに、音声図書等を再生する機器、ボールペンの筆跡が浮き上がる表面作図器、触読用物差し、音声温度計など聴覚や触覚を活用できる学習用具の活用により、児童生徒が主体的に学習できるようにすることも必要です。なお、コンピュータ等の情報機器等を学習に活用する際、情報入手の困難を補い、学習に必要な情報を得るだけでなく、得た情報を適切に分類したり、記録したりするなどして、児童生徒が問題解決的な学習等に主体的に取り組めるようにすることも大切です。

5 見通しをもった学習活動の展開

児童生徒が場の状況や活動の過程等を的確に把握できるよう配慮することで、空間や時間の概念を養い、見通しをもって意欲的な学習活動を展開できるようにすること。

空間の概念を養うには、地図や図形の系統的な指導により概念形成を図ったり、自分を基準とした位置関係などを把握したりできるように指導を重ねる必要があります。同様に、時間の概念を養うには、授業の流れや活動の手順を説明する時間を設定する、活動の最初から最後までを通して体験できるようにする、友達の活動状況など周囲の状況を説明するなどがあります。また、教師の支援や工夫により、児童生徒が場の状況や活動の過程等を的確に把握できるよう配慮された学習を重ねることが、空間や時間の概念を養うことにもつながります。

Q13 聴覚障害者の各教科における配慮事項とは、どのようなことですか。

A13 学習の基盤となる言語概念の形成と思考力の育成や読書に親しみ書いて表現する態度の育成、言葉等による意思の相互伝達、保有する聴覚の活用、指導内容の精選等、教材・教具やコンピュータ等の活用などのことです。

1 学習の基盤となる言語概念の形成と思考力の育成

体験的な活動を通して、学習の基盤となる語句などについての的確な言語概念の形成を図り、児童生徒の発達に応じた思考力の育成に努めること。

聴覚障害のある児童生徒は、音や音声など、聴覚を通じた情報の獲得が困難であることが多いため、各教科の学習で用いる語句や文などを身に付けるための意図的な指導や配慮が必要です。特に、各教科における資質・能力を育成するためには、言語概念の形成を図るとともに、児童生徒の発達に応じた言語による思考力を育成することが重要です。

2 読書に親しみ書いて表現する態度の育成

児童生徒の言語発達の程度に応じて、主体的に読書に親しんだり、書いて表現したりする態度を養うよう工夫すること。

指導に当たっては、児童生徒が読んで分かり、「面白い」という実感を持ち、「また読みたい」というような読書に対する意欲や態度が養われるようにすることが必要です。また、適宜、質問をしたり、気付いたことを文などで表現する機会を設けたりするなどして、児童生徒の読書や書くことに対する意欲や興味・関心を的確に把握し、更に児童生徒が自ら読書に親しみ、書いて表現する態度を養うよう配慮することが大切です。

3 言葉等による意思の相互伝達

児童生徒の聴覚障害の状態等に応じて、音声、文字、手話、指文字等を適切に活用して、発表や児童生徒同士の話し合いなどの学習活動を積極的に取り入れ、的確な意思の相互伝達が行われるよう指導方法を工夫すること。

各教科の指導においては、それぞれの児童生徒の実態に応じ、教師とのコミュニケーションが円滑かつ活発に行われることが必要です。また、話し合い活動を中心に授業が展開され、そのことを通して、学習内容の理解が図られることから、意思の相互伝達が円滑かつ的確に行われ、それが全体として一層活発化されることが特に望まれます。このため、児童生徒の障害の状態や発達の段階等に応じて、多様な方法を適切に選択・活用することが大切です。

4 保有する聴覚の活用

児童生徒の聴覚障害の状態等に応じて、補聴器や人工内耳等の利用により、児童生徒の保有する聴覚を最大限に活用し、効果的な学習活動が展開できるようにすること。

児童生徒の聞こえの程度や聞こえ方は、より一層多様化しており、個に応じた適切な指導や配慮が求められます。保有する聴覚を最大限に活用することは、教育全般にわたって重要なことであり、定期的な聴力測定の実施や補聴器の適切なフィッティングの状態などに留意するとともに、例えば、授業の開始時に、教師が一人一人の児童生徒の補聴器を用いて、実際に音声を聞いてみるなどの方法で点検を行うなどの配慮が欠かせません。

5 指導内容の精選等

児童生徒の言語概念や読み書きの力などに応じて、指導内容を適切に精選し、基礎的・基本的な事項に重点を置くなど指導を工夫すること。

各教科の指導計画の作成に当たっては、個別の指導計画に基づき、聴覚障害の状態等を的確に把握し、児童生徒に即した指導内容を適切に精選し、指導に生かすようにすることが必要です。その際の重要な観点としては、児童生徒が「分かる」ことに支えられて、主体的に学習が進められるよう基礎的・基本的な事項に重点を置いたり、興味・関心のある事項を優先的に取り上げたりするなど、工夫して指導するよう努めることが大切です。

6 教材・教具やコンピュータ等の活用

視覚的に情報を獲得しやすい教材・教具やその活用方法等を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにすること。

視覚的に情報が獲得しやすいような種々の教材・教具や楽しみながら取り組めるようなソフトウェアを使用できるコンピュータ等の情報機器を用意し、これらを有効に活用するような工夫が必要です。また、視覚等を有効に活用するため、視聴覚教材や教育機器、コンピュータ等の情報機器や障害の状態に対応した周辺機器を適切に使用することによって、指導の効果を高めることが大切です。

特別支援学校

(特別支援学校)

Q14 肢体不自由者の各教科における配慮事項とは、どのようなことですか。

A14 「思考力、判断力、表現力等」の育成や指導内容の設定等、姿勢や認知の特性に応じた指導の工夫、補助具や補助手段、コンピュータ等の活用、自立活動の時間における指導との関連などのことです。

1 「思考力、判断力、表現力等」の育成

体験的な活動を通して言語概念等の形成を的確に図り、児童生徒の障害の状態や発達の段階に応じた思考力、判断力、表現力等の育成に努めること。

具体物を見る、触れる、数えるなどの活動や、実物を観察する、測る、施設等を利用するなどの体験的な活動を効果的に取り入れ、感じたことや気付いたこと、特徴などを言語化し、言葉の意味付けや言語概念等の形成を的確に図る学習が大切です。そのような学習を基盤にして知識や技能の着実な習得を図りながら、児童生徒の障害の状態や発達の段階に応じた思考力、判断力、表現力等を育成し、学びを深めていくことが重要です。

2 指導内容の設定等

児童生徒の身体の動きの状態や認知の特性、各教科の内容の習得状況等を考慮して、指導内容を適切に設定し、重点を置く事項に時間を多く配当するなど計画的に指導すること。

指導内容の設定に当たって、脳性疾患等の児童生徒にみられる認知の特性や学習内容の習得状況などを踏まえる必要があります。また、学習効果を高めるために必要な事項には、時間を多く配当して丁寧に指導し、別の事項については必要最小限の時間で指導するなど配当時間の調整が必要です。そのため、重点の置き方、指導の順序、まとめ方、時間配分を工夫して、指導の効果を高めるための指導計画を作成することが重要です。さらに、履修が可能である内容であるにもかかわらず、取り扱わなくてよいとするような誤った解釈がないよう留意が必要です。

3 姿勢や認知の特性に応じた指導の工夫

児童生徒の学習時の姿勢や認知の特性等に応じて、指導方法を工夫すること。

適切な姿勢がとれるように、いすや机の位置及び高さなどを調整するとともに、児童生徒自らがよい姿勢を保つことに注意を向けるよう日ごろから指導することが大切です。また、認知の特性に応じて指導を工夫することも重要です。視覚的な情報や複合的な情報を処理することを苦手とするなど、児童生徒の認知の特性を把握し、それに応じて、文字や図の特徴について言葉で説明を加えたり、読み取りやすい書体を用いたり、注視すべき所を指示したりすることなど、各教科を通じて指導方法を工夫することが求められます。

4 補助具や補助的手段、コンピュータ等の活用

児童生徒の身体の動きや意思の表出の状態等に応じて、適切な補助具や補助的手段を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにすること。

情報機器に関する知見を広く収集し、学習への効果的な活用の仕方を工夫することが求められます。なお、補助具や補助的手段の使用は、児童生徒の身体の動きや意思の表出の状態、またそれらの改善の見通しに基づいて慎重に判断し、自立活動の指導との関連を図りながら、適切に活用することが大切です。また、補助具や補助的手段の使用が、合理的配慮として認められる場合は、そのことを個別的教育支援計画や個別の指導計画に明記するなどして、適切な学習環境を保障することが求められます。

5 自立活動の時間における指導との関連

各教科の指導に当たっては、特に自立活動の時間における指導との密接な関連を保ち、学習効果を一層高めるようにすること。

身体の動きやコミュニケーションの状態、認知の特性等により、各教科の様々な学習活動が困難になることが少なくないことから、それらの困難を改善・克服するように指導することが必要であり、どの教科の指導においても自立活動の時間における指導と密接な関連を図り、学習効果を高めるよう配慮が必要です。学習効果を高めるためには、児童生徒一人一人の学習上の困難について、指導に当たる教師間で共通理解を図り、一貫した指導を組織的に行う必要があります。また、学習上の困難に対し、児童生徒自身が自分に合った改善・克服の仕方を身に付け、対処できるように指導していくことも大切です。なお、各教科において、自立活動の時間における指導と密接な関連を図る場合においても、児童生徒の身体の動きやコミュニケーション等の困難の改善に重点が置かれ過ぎることによって、各教科の目標を逸脱してしまうことのないよう留意することが必要です。

特別支援学校

(特別支援学校)

Q15 病弱者の各教科における配慮事項とは、どのようなことですか。

A15 指導内容の精選等や自立活動の時間における指導との関連、体験的な活動における指導方法の工夫、補助用具や補助的手段、コンピュータ等の活用、負担過重とならない学習活動、病状の変化に応じた指導上の配慮などのことです。

1 指導内容の精選等

個々の児童生徒の学習状況や病気の状態、授業時数の制約等に応じて、指導内容を適切に精選し、基礎的・基本的な事項に重点を置くとともに、指導内容の連続性に配慮した工夫を行ったり、各教科等相互の関連を図ったりして、効果的な学習活動が展開できるようにすること。

学習時間の制約等がある場合には、基礎的・基本的な事項を習得させる視点から指導内容を精選するなど、効果的に指導する必要があります。また、不必要な重複を避ける、各教科を合わせて指導する、教科横断的な指導を行うなど、他教科と関連させて指導することも大切です。さらに、前籍校との連携を密にすることも大切です。

2 自立活動の時間における指導との関連

健康状態の維持や管理、改善に関する内容の指導に当たっては、自己理解を深めながら学びに向かう力を高めるために、自立活動における指導との密接な関連を保ち、学習効果を一層高めるようにすること。

小学部における体育科の「心の健康」、「病気の予防」、家庭科の「栄養を考えた食事」及び中学部における保健体育科の「健康な生活と疾病の予防」、「心身の機能の発達と心の健康」、技術・家庭科の「衣食住の生活」等の心身の活動にかかわる内容については、自立活動における「病気の状態の理解と生活管理に関すること」、「健康状態の維持・改善に関すること」及び「情緒の安定に関すること」などの事項との関連を図り、自立活動の時間における指導と相補い合いながら学習効果を一層高めるようにすることが大切です。

3 体験的な活動における指導方法の工夫

体験的な活動を伴う内容の指導に当たっては、児童生徒の病気の状態や学習環境に応じて、間接体験や疑似体験、仮想体験等を取り入れるなど、指導方法を工夫し、効果的な学習活動が展開できるようにすること。

実際に見て体験し、興味・関心をもって学習できるように工夫するとともに、VR (Virtual Reality) の技術を使った機器を活用して仮想体験する、Webサイトで間接体験をする、タブレット端末で実験シミュレーションアプリを操作して疑似体験をする、テレビ会議システム等を活用して間接的な体験をする、体育科では体感型アプリ等を利用してスポーツの疑似体験を行うなど、指導方法を工夫して、学習効果を高めるようにすることが大切です。

4 補助用具や補助的手段、コンピュータ等の活用

児童生徒の身体活動の制限や認知の特性、学習環境等に応じて、教材・教具や入力支援機器等の補助用具を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにすること。

スイッチや視線入力装置、音声出力会話補助装置、電動車いす、タブレット端末等の拡大機能や読み上げ機能など、実態に応じて教材・教具や入力支援機器等の補助用具を工夫し、学習が効果的に行えるようすることが重要です。また病気のため教室に登校できない場合には、テレビ会議システムによる病室内での授業等、学習できる機会を確保するために情報機器を活用することも大切です。

5 負担過重とならない学習活動

児童生徒の病気の状態等を考慮し、学習活動が負担過重となる又は必要以上に制限することがないようにすること。

個々の児童生徒の病気の特性を理解し日々の病状の変化等を十分に考慮した上で、学習活動が負担過重にならないようにする必要があります。ただし、可能な活動はできるだけ実施できるように学校生活管理指導表などを活用して、適切に配慮をすることが必要であり、必要以上に制限しないことが重要です。

6 病状の変化に応じた指導上の配慮

病気のため、姿勢の保持や長時間の学習活動が困難な児童生徒については、姿勢の変換や適切な休養の確保などに留意すること。

病気の状態の変化や治療方法、生活規制（生活管理）等は、個々の病気により異なります。病気の状態等に応じて弾力的に対応できるようにするためには、医療との連携により日々更新される情報を入手するとともに、適宜、健康観察を行い、病状や体調の変化を見逃さないようにする必要があります。また、体調の変化に気付かせ、自ら休憩を求める等の自己管理ができるようにすることが重要です。

Q16 知的障害者である児童生徒のための各教科等の改訂のポイントは、どのようなことですか。

A16 知的障害者である児童生徒のための各教科の目標や内容について段階ごとに示されたことや、小学校等の各教科の目標や内容との連続性・関連性が整理され、児童生徒一人一人に応じた指導が行いやすくなったことです。

各教科等の改訂の要点

○ 育成を目指す資質・能力の三つの柱に基づき、各教科等の目標や内容が構造的に示されました（下左表）。その際、小学校及び中学校の各教科等の目標や内容等との連続性や関連性が整理されました。

○ 各段階における育成を目指す資質・能力を明確にするため、段階ごとの目標が新設されました（右表）。

【例】小学部 国語科 教科の目標

教科の目標	
言葉による見方・考え方を働かせ、言語活動を通して、国語で理解し表現する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。	
知識及び技能	(1) 日常生活に必要な国語について、その特質を理解し、使うことができるようにする。
思考力、判断力、表現力等	(2) 日常生活における人との関わりの中で伝え合う力を身に付け、思考力や想像力を養う。
学びに向かう力、人間性等	(3) 言葉で伝え合うよさを感じるとともに、言語感覚を養い、国語を大切にしてその能力の向上を図る態度を養う。

【例】小学部 国語科 段階の目標

段階の目標	1 段階	2 段階	3 段階
知識及び技能	ア 日常生活に必要な身近な言葉が分かり使うようになるとともに、いろいろな言葉や我が国の言語文化に触れることができるようにする。	ア 日常生活に必要な身近な言葉を身に付けるとともに、いろいろな言葉や我が国の言語文化に触れることができるようにする。	ア 日常生活に必要な国語の知識や技能を身に付けるとともに、我が国の言語文化に触れ、親しむことができるようにする。
思考力、判断力、表現力等	イ 言葉をイメージしたり、言葉による関わりを受け止めたりする力を養い、日常生活における人との関わりの中で伝え合い、自分の思いをもつことができるようにする。	イ 言葉が表す事柄を想起したり、受け止めたりする力を養い、日常生活における人との関わりの中で伝え合い、自分の思いをもつことができるようにする。	イ 出来事の順序を思い出す力や感じたりする力を養い、日常生活における人との関わりの中で伝え合う力を身に付け思い付いたり考えたりすることができるようにする。
学びに向かう力、人間性等	ウ 言葉で表すことやそのよさを感じるとともに、言葉を使おうとする態度を養う。	ウ 言葉がもつよさを感じるとともに、読み聞かせに親しみ、言葉でのやり取りを聞いたり伝えたりしようとする態度を養う。	ウ 言葉がもつよさを感じるとともに、図書に親しみ、思いや考えを伝えたり受け止めたりしようとする態度を養う。

○ 各段階間の円滑な接続を図るため、各段階の内容のつながりを整理し、段階間で系統性のある内容が設定されました。小学部、中学部及び高等部の内容のつながりを充実させるために、**中学部に新たに段階を設けて、「1 段階」及び「2 段階」が設定されました（右図）。**

○ 社会の変化に対応した各教科における内容の充実を図りました（右下表）。

○ 小学部において、学校や児童の実態を考慮し、必要に応じて外国語活動を設けることが規定されました。（特別支援学校学習指導要領第1章第3節の3の(1)のイ参照）

○ 小学部の児童のうち小学部の3段階に示す各教科又は外国語活動の内容を習得し目標を達成している者、また、中学部の生徒のうち中学部の2段階に示す各教科の内容を習得し目標を達成している者については、児童生徒が就学する学部に相当する学校段階までの小学校学習指導要領等における各教科等の目標及び内容の一部を取り入れることができるよう規定されました。（特別支援学校学習指導要領第1章第8節の2参照）

各教科の構成と履修

小学部 6教科 6年間を通して履修
 中学部 8教科（＋外国語） 3年間を通して履修
 高等部 共通：11教科（外国語と情報は学校判断）
 専門：5教科

段階による各部の内容構成

各教科の内容は、学年別に示さない。

小学部	中学部	高等部
3段階	2段階	2段階

知的障害の状況等に配慮し、各教科の各段階は、基本的には、知的発達、身体発育、運動発達、生活経験、社会性、職業能力等の状態を考慮して目標や内容を定め、小学部1段階から高等部2段階へと7段階に積み上げている。

【例】

国語科	日常生活に必要な国語のきまり
算数科、数学科	生活や学習への活用
社会科	社会参加や生活を支える制度
職業・家庭科	働くことの意義、家庭生活における消費と環境



特別支援学校

(特別支援学校)

Q17 知的障害者である児童生徒のための小学部の各教科の改訂のポイントは、どのようなことですか。

A17 各教科の改訂のポイントは以下のとおりです。

各教科の改訂のポイント

○ 生活科

- ・ 目標については、従前の「自立的な生活をするための基礎的能力と態度」から「**自立し生活を豊かにしていくための資質・能力**」と改めた。
- ・ 「健康・安全」の「健康」に関する内容は小学部体育科に位置付けたため「安全」とした。
- ・ 「交際」及び「金銭」は内容を具体的に分かりやすくすることから「人との関わり」及び「金銭の扱い」と改めた。
- ・ 「社会の仕組み」と「公共施設」は、一つにして「社会の仕組みと公共施設」と改めた。
- ・ 「自然」は、**中学部理科との内容のつながりを踏まえて**、「生命・自然」とし、「ものの仕組みと働き」を新設した。

○ 国語科

- ・ 目標については、児童の実態に応じた指導が充実するよう各段階の目標を新たに設定した。
- ・ 内容については、〔知識及び技能〕について「(1)言葉の特徴や使い方に関する事項」では、「言葉の働き」、「話し言葉と書き言葉」、「語彙」、「文や文章」、「言葉遣い」、「音読」に関する内容を整理し、系統的に示した。
「(2)情報の扱い方に関する事項」が**新設**され、「情報と情報との関係」、「情報の整理」の二つの系統で構成し、**小学部3段階**から示した。
「(3)我が国の言語文化に関する事項」では、「伝統的な言語文化」、「書写」、「読書」に関する内容を整理し、系統的に示した。
- ・ 〔思考力・判断力・表現力〕については、「A聞くこと・話すこと」では「話題の設定」、「内容の把握」、「内容の検討」、「構成の検討」、「表現」、「話し合い」を示した。
「B書くこと」では、「題材の設定」、「情報の収集」、「内容の検討」、「構成の検討」、「記述」、「推敲」、「共有」を示した。
「C読むこと」では、「構造と内容の把握」、「考えの形成」を示した。
ここに示す学習過程は指導の順序性を示すものではない。

○ 算数科

- ・ 目標については、児童が「数学的な見方・考え方」を働かせて、数学的活動に取り組めるようにする必要があることを示した。
- ・ 内容については、特に「学びに向かう力、人間性等」については、教科の目標及び各段階の目標において、全体としてまとめて示した。
- ・ 思考力、判断力、表現力等を追加し、知識及び技能と分けて記述することとした。
- ・ 指導事項のそれぞれのまとまりについて、数学的な見方・考え方や育成を目指す資質・能力に基づき、中学部数学科や小学校算数科との連続性や関連性を整理し内容の系統性を見直し、領域を全体的に整理し直した。
結果として1段階は「A数量の基礎」、「B数と計算」、「C図形」、及び「D測定」の四領域とした。2段階と3段階は「A数と計算」、「B図形」、「C測定」、及び「Dデータの活用」の四領域とした。
また、各段階には、児童が、日常生活や身の回りの数学の事象から問題を見だし、主体的に取り組むようにするために、〔**数学的活動**〕を**新たに設けた**。
- ・ 「指導計画の作成と内容の取扱い」を新設し、「指導計画作成上の配慮事項」、「内容の取扱いについての配慮事項」、「数学的活動の指導に当たっての配慮事項」によって構成した。

○ 音楽科

- ・ 目標については、小学部段階における音楽科で育成を目指す資質・能力を「生活の中の音や音楽に興味や関心をもって関わる資質・能力」と規定し、資質・能力の育成に当たっては、児童が「音楽的な見方・考え方」を働かせて、学習活動に取り組めるようにする必要があることを示した。
- ・ 内容構成は、従前「音楽遊び」、「鑑賞」、「身体表現」、「器楽」及び「歌唱」で構成されていたが、**中学部音楽科及び小学校音楽科とのつながりを踏まえて**、「A表現」（「音楽遊び」、「歌唱」、「器楽」、「音楽づくり」、「身体表現」の五分野）、「B鑑賞」の二つの領域及び〔共通事項〕で構成した。
- ・ 「知識」に関する指導内容については、「曲名や曲想と音楽のつくり」などに気付くことに関する具体的な内容を、音楽遊び、歌唱、器楽、音楽づくり、身体表現、鑑賞の領域や分野ごとに事項として示した。
- ・ 「A表現」における「技能」に関する指導内容については、思いに合った表現などをするために必要となる具体的な内容を、音楽遊び、歌唱、器楽、音楽づくり、身体表現の分野ごとに事項として示した。
- ・ 指導計画の作成に当たっては、「A表現」及び「B鑑賞」の各領域及び分野における事項との関連を図り、十分な指導が行われるようにすることを配慮事項に明記した。
- ・ 教師や友達と協働しながら、音楽表現を楽しんだり曲や演奏を聴いて、その楽しさを見いだしたりしていく学習の充実を図る観点から、児童の言語理解や発声・発語の状況等を考慮し、「音や音楽及び言葉によるコミュニケーションを図る指導を工夫すること」を「A表現」及び「B鑑賞」の指導に当たっての配慮事項として示した。
- ・ 我が国や郷土の音楽の指導に当たっての配慮事項として、「楽譜や音源等の示し方、伴奏の仕方、曲にあった歌い方や楽器の演奏の仕方などの指導方法について工夫すること」を配慮事項として示した。

○ 図画工作科

- ・ 目標については、従前の「初歩的な造形活動によって、造形表現についての興味や関心を持ち、表現の喜びを味わうようにする。」を改め、「**表現及び鑑賞の活動を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の形や色などと豊かに関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。**」として、次の三つの柱で整理して示している。
「知識及び技能」として「(1)形や色などの造形的な視点に気付き、表したいことに合わせて材料や用具を使い、表し方を工夫してつくりことができるようにする。」「思考力、判断力、表現力等」として「(2)造形的なよさや美しさ、表したいことや表し方などについて考え、発想や構想をしたり、身の回りの作品などから自分の見方や感じ方を広げたりすることができるようにする。」「学びに向かう力、人間性等」として「(3)つくりだす喜びを味わうとともに、感性を育み、楽しく豊かな生活を創造しようとする態度を養い、豊かな情操を培う。」に改めた。
- ・ 内容は、「A表現」、「B鑑賞」及び〔共通理解〕の構成に改めている。〔共通理解〕は、二つの領域の活動において共通に必要な資質・能力であり、指導事項として示している。

○ 体育科

- ・ 目標については、**小学校体育科の目標との連続性を踏まえ**、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現する資質・能力を重視する観点から、運動についての課題に気付き、その解決に向けた主体的・協働的な学習活動を通して、育成を目指す資質・能力の三つの柱である「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」を育成する目標として示した。
- ・ 内容は、従前の1段階において「基本的な運動」、「運動遊び」、「きまり」、2段階及び3段階において「基本的な運動」、「いろいろな運動」、「きまり・安全」のそれぞれ3観点で構成していたが、小学校体育科の内容との連続性を踏まえて、六つの運動領域と一つの保健領域として示した。
- ・ 「保健」については、従前生活科で示していた「健康・安全」のうち「健康管理」について、「保健」として体育科で示すこととした。
- ・ 指導計画の内容の取扱いについては、学校や地域の実態、児童の障害の状態、遊びや運動の経験、技能の程度などに応じた指導を工夫すること、体育科における指導をオリンピックやパラリンピックにつながるようにすることなど5項目を示している。



特別支援学校

(特別支援学校)

Q18 知的障害者である児童生徒のための中学部の各教科の改訂のポイントは、どのようなことですか。

A18 各教科の改訂のポイントは以下のとおりです。

各教科の改訂のポイント

○ 国語科

- ・ 目標については、生徒の実態に応じた指導が充実するよう各段階の目標を新たに設定した。
- ・ 内容については、〔知識及び技能〕について「(1)言葉の特徴や使い方に関する事項」では、「言葉の働き」、「話し言葉と書き言葉」、「語彙」、「文や文章」、「言葉遣い」、「音読」に関する内容を整理し、系統的に示した。
「(2)情報の扱い方に関する事項」では、「情報を情報との関係」、「情報の整理」の二つの系統で構成し、「情報の整理」は2段階から示した。
「(3) 我が国の言語文化に関する事項」では、「伝統的な言語文化」、「書写」、「読書」に関する内容を整理し、系統的に示した。
- ・ 〔思考力・判断力・表現力等〕については、「A聞くこと・話すこと」では、「話題の設定」、「内容の把握」、「内容の検討」、「構成の検討」、「表現」、「話合い」を示した。
「B書くこと」では、「題材の設定」、「情報の収集」、「内容の検討」、「構成の検討」、「記述」、「推敲」、「共有」を示した。
「C読むこと」では、「構造と内容の把握」、「考えの形成」、「共有」を示した。
ここに示す学習過程は指導の順序性を示すものではない。

○ 社会科

- ・ 目標については、従前の「社会生活に必要な基礎的な能力と態度」を、「自立し生活を豊かにするとともに、平和で民主的な国家及び社会の形成者に必要な公民としての資質・能力」と改め、生徒が社会との関わりを意識し、具体的な活動や体験を通して、地域社会の一員として生きていくための資質・能力の育成を目指すことを明確にした。
1段階は小学部生活科とのつながり、2段階は高等部社会科への連続性を考慮して設定されている。
- ・ 内容は、より具体的な指導内容を設定できるよう6項目に再構成した。
従前の「集団生活ときまり」は、集団生活のルール等を学ぶことによって自立と社会参加を目指すことを明確にするため「社会参加ときまり」とした。
「公共施設」は、公共施設や公共物だけを示すのではなく、そこで提供される行政サービス等も含めて「公共施設と制度」と改め、小学部生活科の「社会の仕組みと公共施設」とのつながりを踏まえた。
「社会の出来事」は、小学部生活科の「手伝い・仕事」を発展させ、生産や販売、消費生活等も含めた「産業と生活」とした。
「地域の様子や社会の変化」は、身近な地域の地理的環境、歴史、伝統や文化に触れ、地域社会の一員としての自覚を養うために「我が国の地理や歴史」とした。
新たに「地域の安全」を加え、地域安全・防災の観点を加えた。
- ・ 指導計画の内容の取扱いについては、目標の達成に向けて新たに内容を選択・実施する際の配慮事項などを示している。

○ 数学科

- ・ 目標については、生徒が「数学的な見方・考え方」を働かせて、数学的活動に取り組めるようにする必要があることを示した。
- ・ 内容については、特に「学びに向かう力、人間性等」については、教科の目標及び各段階の目標において、全体としてまとめて示した。
- ・ 思考力、判断力、表現力等を追加し、知識及び技能と分けて記述することとした。
- ・ 指導事項のそれぞれのまとまりについて、数学的な見方・考え方や育成を目指す資質・能力に基づき、小学部数学科や小学校算数科との連続性や関連性を整理し内容の系統性を見直し、領域を全体的に整理し直した。

「A数と計算」、「B図形」、「C測定」、「C変化と関係」及び「Dデータの活用」の五領域とした。1段階は「A数と計算」、「B図形」、「C測定」及び「Dデータの活用」の四領域とし、2段階は「A数と計算」、「B図形」、「C変化と関係」及び「Dデータの活用」の四領域としている。

なお、各段階には、生徒が、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に身に付けたり、思考力、判断力、表現力等を高めたり、数学を学ぶことの楽しさを実感したりするための問題発見・解決の過程として〔数学的活動〕を新たに設けた。

- ・ 現代の社会においては、多くの人が、様々なデータを手にすることができるようになってきており、データを読み取ったり、表現したりするような場面も多くみられるようになってきているため、データの取扱いを充実させている。
- ・ 「指導計画の作成と内容の取扱い」を新設し、「指導計画作成上の配慮事項」、「内容の取扱いについての配慮事項」、「数学的活動の指導に当たっての配慮事項」によって構成した。

○ 理科

- ・ 目標については、「自然に親しみ、理科の見方・考え方を働かせ、見通しをもって、観察、実験を行うことなどを通して、自然の事物・現象についての問題を科学的に解決するために必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す」とし三つの柱に沿って整理した。
- ・ 「知識及び技能」として、「(1)自然の事物・現象についての基本的な理解を図り、観察、実験などに関する初歩的な技能を身に付けるようにする」、「思考力、判断力、表現力等」として、「(2)観察、実験などを行い、疑問をもつ力と仮説を立てる力を養う。」、「学びに向かう力、人間性等」として「(3)自然を愛する心情を養うとともに、学んだことを主体的に日常生活や社会生活などに生かそうとする態度を養う。」と規定した。

なお、1段階は小学部生活科とのつながりを、2段階は高等部理科へのつながりを考慮して設定されている。

- ・ 内容については、従前の「人体」、「生物」、「事物や機械」、「自然」について、育成を目指す資質・能力と学びの連続性を踏まえ、内容を見通し、「生命」、「地球・自然」、「物質・エネルギー」の三つの区分に整理した。
- ・ 「指導計画の作成と内容の取扱い」を新たに設け、「指導計画作成上の配慮事項」、「内容の取扱いについての配慮事項」、「事故防止、薬品などの管理」によって構成した。

○ 音楽科

- ・ 目標については、段階の目標を新設し、教科の目標の構造と合わせ、三つの柱で整理し、教科の目標と段階の目標との関係を明確にした。
- ・ 内容構成は、従前は「鑑賞」、「身体表現」、「器楽」及び「歌唱」で構成されていたが、小学部音楽科及び小学校音楽科とのつながりを踏まえて、「A表現」（「歌唱」、「器楽」、「音楽づくり」、「身体表現」の四分野）、「B鑑賞」の二つの領域及び〔共通事項〕で構成した。また、「A表現」、「B鑑賞」に示す各事項を、「A表現」では「知識」、「技能」、「思考力、判断力、表現力等」に、「B鑑賞」では「知識」、「思考力、判断力、表現力等」に新たに整理して示した。
- ・ 各段階の目標及び内容の〔共通事項〕は「A表現」及び「B鑑賞」において共通に必要なとなる資質・能力として示した。それにより、指導計画の作成に当たっては、「A表現」及び「B鑑

賞」の各領域及び分野における事項との関連を図り、十分な指導が行われるようにすることを配慮事項に明記した。

- ・ 教師や友達と協働しながら、音楽表現を楽しんだり曲や演奏を聴いてその楽しさを見いだしたりしていく学習の充実を図る観点から、生徒の言語理解や発声・発語の状況等を考慮し、「音や音楽及び言葉によるコミュニケーションを図る指導を工夫すること」を「A表現」及び「B鑑賞」の指導に当たっての配慮事項として示した。
- ・ 我が国や郷土の音楽の指導に当たっての配慮事項として、「楽譜や音源等の示し方、伴奏の仕方、曲にあった歌い方や楽器の演奏の仕方などの指導方法について工夫すること」を示した。

○ 美術科

- ・ 目標については、従前の「造形活動によって、表現及び鑑賞の能力を培い、豊かな情操を養う。」を改め、目標に「**表現及び鑑賞の活動を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の美術や美術文化と豊かに関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す**」と示し、美術は何を学ぶ教科なのかを明確にするとともに、育成を目指す資質・能力を三つの柱で整理した。
- ・ 内容については、従前の「表現」、「材料・用具」、「鑑賞」の内容構成を、「A表現」及び「B鑑賞」の二つの領域と〔共通事項〕の内容構成に改めている。
「A表現」は、生徒が進んで形や色彩、材料などに関わりながら、描いたりつくったりする活動を通して、「技能」や「思考力、判断力、表現力等」の育成を目指すものである。
〔共通事項〕は、表現及び鑑賞の学習において共通に必要な資質・能力であり、「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して指導する事項として示している。
- ・ 指導計画の作成の配慮点として、生徒や学校の実態、指導の内容に応じ、「主体的な学び」、「対話的な学び」、「深い学び」の視点から授業改善を図ることや、社会に開かれた教育課程の実現を図る観点から、地域の美術館を利用したり連携を図ったりすること等を示している。
- ・ 内容の取扱いについては、材料や用具の安全な使い方や学習活動に伴う事故防止の徹底、映像メディアの活用、校外に生徒の作品を展示する機会を設けることを示している。

○ 保健体育科

- ・ 目標については、従前の「適切な運動の経験や健康・安全についての理解を通して、健康の保持増進と体力の向上を図るとともに、明るく豊かな生活を営む態度を育てる」から、**中学校保健体育科の目標との連続性を踏まえて**、体育や保健の見方・考え方を働かせ、課題を見付け、その解決に向けた学習過程を通して、心と体を一体として捉え、生涯にわたる心身の健康の保持増進や豊かなスポーツライフの実現を重視する目標とし、それを実現するために育成を目指す資質・能力を三つの柱で整理した。
さらに、各段階において育成を目指す資質・能力を明確にするために、段階ごとの目標を新たに示した。
- ・ 内容については、従前一つの段階において「いろいろな運動」、「きまり」、「保健」の三つの観点で構成していたが、二つの段階において、**中学校保健体育科の内容との連続性も踏まえて**、体育分野として7領域、保健分野として1領域で示した。**新たに内容として示した「武道」も含めて各領域との、すべて取り扱うものとしていることに留意が必要である。**
- ・ 指導計画の作成については、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を図るよう示している。
- ・ 内容の取扱いについては、学校や地域の状況や生徒の障害の状態等に応じた指導の工夫、運動を苦手と感じている等の生徒への指導の工夫、体育分野と保健分野との関連を図る指導の工夫、オリンピック・パラリンピックに関する指導などの8項目を示している。

○ 職業・家庭科

- ・ 目標については、従前の「明るく豊かな職業生活や家庭生活が大切なことに気付くようにするとともに、職業生活及び家庭生活に必要な基礎的な知識と技能の習得を図り、実践的な態度を育てる。」を改め、「**生活の営みに係る見方・考え方や職業の見方・考え方を働かせ、生活や職業に関する実践的・体験的な学習活動を通して、よりよい生活の実現に向けて工夫する資質・能力**」として三つの柱から整理した。
- ・ 「知識及び技能」として「(1)生活や職業に対する関心を高め、将来の家庭生活や職業生活に係る基礎的な知識や技能を身に付けられるようにする。」、「思考力、判断力、表現力等」として「(2)将来の家庭生活や職業生活に必要な事柄を見いだして課題を設定し、解決策を考え、実践を評価・改善し、自分の考えを表現するなどして、課題を解決する力を養う。」、「学びに向かう力、人間性等」として「(3)よりよい家庭生活や将来の職業生活の実現に向けて、生活を工夫し考えようとする実践的な態度を養う。」に改めた。
- ・ 従前の内容について、新たに職業分野と家庭分野を設け、職業分野として「A職業生活」、「B情報機器の活用」、「C産業現場等における実習」、家庭分野として「A家族・家庭生活」、「B衣食住の生活」、「C消費生活・環境」とする内容構成に改めた。
- ・ 家庭分野「A家族・家庭生活」における「エ幼児の生活と家族」は1段階のみの設定であり、「A家族・家庭生活」における「エ家族や地域の人々との関わり」及び「B衣食住の生活」における「イ栄養を考えた食事」は2段階のみの設定としている。これは、生徒の発達の段階や学習状況等を踏まえながら、各段階で取り扱う内容を設けたことによるものである。
- ・ 指導計画の作成の配慮事項として、内容や時間のまとまりを見通して、主体的・対話的で深い学びの実現を図ること、職業と家庭の各分野相互の関連や各教科等との関連にも留意すること、キャリア教育を促し主体的に進路を選択できるよう組織的・計画的に指導すること、地域や産業界との連携により実習等の実践的な学習活動を取り入れ、段階的・系統的に指導することを示している。

○ 外国語科

- ・ 目標について、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の外国語科については、**段階は設けない**こととしている。
- ・ 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の外国語科では、領域別の目標を学習指導要領には示さないこととした。これは、知的障害のある生徒の実態が多様であることや学習の特性等を踏まえ、個別の指導計画に基づき、単元などの指導計画を作成する際に適切に目標を定めるようにしたためである。
- ・ 内容については、資質・能力の観点から「知識及び技能」と「思考力、判断力、表現力等」の2点で整理した。
「知識及び技能」として、「英語の特徴等に関する事項」を位置付けた。また、「思考力、判断力、表現力等」として、「情報を整理しながら考えなどを形成し、英語で表現したり、伝え合ったりすることに関する事項」を位置付けた。
そして、「知識及び技能」及び「思考力、判断力、表現力等」を身に付けるための具体的な言語活動、言語の働き等を整理した「言語活動及び言語の働きに関する事項」を位置付けた。
言語活動については、「聞くこと」、「話すこと〔やり取り〕」、「話すこと〔発表〕」、「読むこと」、「書くこと」の五領域を設定した。



視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部の各教科の指導に当たっては、中学校の学習指導要領に準ずる。詳細は中学校の各教科編を参照。

■ 特別支援学校

(特別支援学校)

Q 19 各教科等を合わせて指導を行う場合のポイントは、どのようなことですか。

A 19 各教科等で育成を目指す資質・能力を明確にした上で、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に留意しながら、カリキュラム・マネジメントの視点に基づいて「計画」-「実施」-「評価」-「改善」していくことです。

1 各教科等を合わせて指導を行う場合の根拠

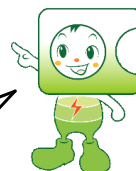
各教科等を合わせて指導を行う場合の法的な根拠は、学校教育法施行規則第130条第2項に示されています。

特別支援学校において「知的障害者である児童若しくは生徒又は複数の種類の障害を併せ有する児童若しくは生徒を教育をする場合において特に必要があるときは、各教科、特別の教科である道徳、外国語活動、特別活動及び自立活動の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができる」とされています。

2 各教科等の目標及び指導計画

- 各学校において、各教科等を合わせて指導を行う際は、児童生徒の知的障害の状態、生活年齢、学習状況や経験等に即し、実施することが有効です。
- 中学部においては、総合的な学習の時間を適切に設けて指導をすることに留意する必要があります。
- 各教科等を合わせて指導を行う場合においても、各教科等の目標を達成していくことになり、育成を目指す資質・能力を明確にして指導計画を立てることが重要です。

各教科等の目標をどのように達成しているかなどの学習評価を行うことも必要になります。



3 授業時数の配当

- 各教科等を合わせて指導を行う場合には、授業時数を適切に定めることが示されています。
- 各教科等を合わせて指導を行う場合において、取り扱われる教科等の内容を基に、児童生徒の知的障害の状態や経験等に応じて、具体的に指導内容を設定し、指導内容に適した授業時数を配当することが大切です。
- 指導に要する授業時数をあらかじめ算定し、関連する教科等を教科等別に指導する場合の授業時数の合計と概ね一致するように計画することが必要です。

「各教科等を合わせた指導」

知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、児童生徒の学校での生活を基盤として、学習や生活の流れに即して学んでいくことが効果的であることから、従前から、日常生活の指導、遊びの指導、生活単元学習、作業学習などとして実践されてきており、それらは「各教科等を合わせた指導」と呼ばれています。



特別支援学校

(特別支援学校)

Q20 移行措置の留意事項は、どのようなことですか。

A20 小学部は平成30・31年度が移行期間、32年度から全面実施となり、中学部は平成30・31・32年度が移行期間、33年度から全面実施となります。

移行期間においては、教科等ごとに取扱いが異なるため、各学校においてはそれぞれの内容を確認し、円滑な移行ができるように十分留意する必要があります。

1 学習指導要領改訂のスケジュール

	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)	34年度 (2022)
幼稚部	改訂 周知徹底	30年度～ 全面実施				
小学部		移行期間		32年度～ 全面実施		
		教科書検定	採択・供給	使用開始		
中学部		移行期間			33年度～ 全面実施	
			教科書検定	採択・供給	使用開始	
高等部	改訂	周知徹底	移行期間			34年度～ 年次進行で実施
				教科書検定	採択・供給	使用開始

2 移行措置の内容

【各教科】

- 平成30年度及び平成31年度（中学部においては32年度まで）の視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由又は病弱者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の小学部における障害種別の示す配慮事項については、新小学部・中学部学習指導要領の規定によるものとし、各教科の目標、各学年の目標及び内容並びに指導計画の作成と各学年にわたる内容の取扱いについては小学校・中学校における移行期間中の取扱いに準ずること。
- 平成30年度及び31年度（中学部においては32年度まで）の知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の小学部・中学部の各教科の指導に当たっては、その全部又は一部について新小学部・中学部学習指導要領の規定によることができること。

【道徳及び特別の教科 道徳】

- 平成30年度及び31年度の小学部の第1学年から第6学年までの指導に当たっては、新小学部・中学部学習指導要領の規定によること。
- 平成30年度の中学部の第1学年から第3学年までの指導に当たっては、その全部又は一部について新小学部・中学部学習指導要領の規定によることができること。
- 平成31年の指導に当たっては、新小学部・中学部学習指導要領の規定によること。

【外国語活動】

- 平成30年度及び平成31年度の視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部における外国語活動の目標、内容及び指導計画の作成と内容の取扱いについては、新小学部・中学部学習指導要領の規定によるものとし、小学校における移行措置期間中の取扱いに準ずること。
- 平成30年度及び31年度の知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部において、外国語活動を加えて教育課程を編成する場合は、新小学部・中学部学習指導要領の規定によること。

また、外国語活動の授業時数については、児童の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じて35時間より減じることができる。さらにこの規定にかかわらず、教育課程の適正な編成のため特に必要がある場合には、第3学年から第6学年までの総授業時数から15を超えない範囲内の総授業時数を減じることができること。

【総合的な学習の時間】

- 平成30年度及び31年度の小学部の第3学年から第6学年まで並びに平成30年度から32年度までの中学部の第1学年から第3学年までの総合的な学習の時間の指導に当たっては、新小学部・中学部学習指導要領の規定によること。

【特別活動】

- 平成30年度及び31年度の小学部の第1学年から第6学年まで並びに平成30年度から平成32年度までの中学部の第1学年から第3学年までの特別活動の指導に当たっては、新小学部・中学部学習指導要領の規定によること。

【自立活動】

- 平成30年度及び31年度の小学部の第1学年から第6学年まで並びに平成30年度から平成32年度までの中学部の第1学年から第3学年までの自立活動の指導に当たっては、新小学部・中学部学習指導要領の規定によること。

3 移行期間中における学習評価の取扱い

移行期間に追加して指導する部分を含め、現行学習指導要領の下の評価規準等に基づき、学習評価を行います。

また、外国語活動に係る指導要録の取扱いについては、視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部の第3学年及び第4学年、知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校小学部の第3学年から第6学年において総合所見及び指導上参考となる諸事項を記録する欄に、児童の学習状況における顕著な事項を記入するなど、外国語活動の学習に関する所見を文章で記述します。

視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校小学部の第5学年及び第6学年については引き続き現在の取扱いと同様とし、外国語活動の記録の欄に文章で記入します。

なお、外国語活動については、引き続き、数値による評価は行わないこととし、評定も行いません。

特別支援学校

(特別支援学校)

Q21 高等部学習指導要領改訂のポイントは、どのようなものですか。

A21 新小・中学部学習指導要領と共通の改訂の基本方針に基づいた改訂を行っています。

基本的な考え方として以下の3点が示されています。

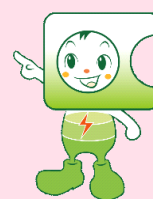
- 1 社会に開かれた教育課程の実現，育成を目指す資質・能力，主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善，各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立
- 2 障害のある子供たちの学びの場の柔軟な選択を踏まえ，小・中・高等学校の教育課程との連続性の重視
- 3 障害の重度・重複化，多様化への対応と卒業後の自立と社会参加に向けた充実

具体的には，教育内容等について以下の観点から改善されています。

- 「学びの連続性を重視した対応」の観点
 - ・ 「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」の基本的な考え方の明確化
 - ・ 「知的障害者である子供のための各教科等の目標や内容」についての育成を目指す資質・能力の三つの柱に基づく整理
 - ・ 特に必要のある場合，小・中・高等学校の学習指導要領の各教科等の目標及び内容の一部を取り入れることができることなどの規定
- 「自立と社会参加に向けた教育の充実」の観点
 - ・ 卒業後の視点を大切にしたカリキュラム・マネジメントを計画的・組織的に実施
 - ・ キャリア教育の充実
 - ・ 視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由者及び病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における障害の特性等に応じた指導上の配慮の充実
 - ・ 知的障害者である生徒のための各教科について内容等の充実
 - ・ 専門教科についての内容等の充実
 - ・ 「総合的な学習の時間」を「総合的な探究の時間」に改め，探究の過程の重視
 - ・ 生涯学習への意欲を高めることや，生涯を通じてスポーツや文化芸術活動に親しみ，豊かな生活を営むことができるよう配慮することの規定

特別支援学校高等部学習指導要領の実施はいつから？

一部の教科等については，先行実施（31年度入学生から実施：「総合的な探究の時間」，32年度入学生から実施：「特別の教科 道徳」）しますが，34年度入学生から年次進形で実施することになります。ただし，平成31年4月1日からの移行期間における移行措置について現行学習指導要領の特例が定められています。教育課程の編成・実施に当たっての留意事項等に基づいて適切な教育課程の編成・実施等が必要です。詳細はQ22を確認してください。



Q22 高等部の移行措置の留意事項は、どのようなことですか。

A22 移行措置期間中の教育課程の編成・実施に当たっては、移行期間中に適用すべきものとしている事項を踏まえ、その主旨の実現を図ることが必要です。
移行期間における移行措置について現行高等部学習指導要領の特例が定められているので詳細については、確認が必要です。

1 移行措置の内容

【総則及び各教科等の平成31年4月1日からの特例】

- 高等部における移行期間中の教育課程の編成・実施に当たっては、新高等部学習指導要領第1章の規定のうち、平成31年4月1日から新特別支援学校高等部学習指導要領が適用されるまでの間における現行特別支援学校高等部学習指導要領の特例を定める告示（以下「特例告示」という）において移行期間中に適用すべきものとしている事項を踏まえ、その趣旨の実現を図ること。
- 視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校
 - ・ 「総合的な学習の時間」を「総合的な探究の時間」に改め、新高等学校学習指導要領によること。
 - ・ 特別活動については、新学習指導要領によること。
- 視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校
 - ・ 各教科の目標及び内容については、現行高等部学習指導要領の規定により準ずることとされる高等学校学習指導要領によるものとし、平成30年文部科学省告示第172号（平成31年4月1日から新高等学校学習指導要領が適用されるまでの間における現行高等学校学習指導要領の特例を定める件。以下「高等学校特例告示」という。）第2項の(1)から(9)までの規定によるものとしたこととしたこと。その際、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「省令」という。）に示す福祉に属する科目として「福祉情報」を加えたこと。
 - ・ 各教科の各科目に関する指導計画の作成と内容の取扱いについては、新高等部学習指導要領によることとしたこと。
- 視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校
 - ・ 保健医療については、全部又は一部について新高等部学習指導要領によりすることができることとしたこと。その際、省令に示す保健医療に属する科目として「保健医療情報」を加えたこと。
 - ・ 医療については、全部又は一部について新高等部学習指導要領によりすることができることとしたこと。その際、省令に示す医療に属する科目として「医療情報」を加えたこと。
 - ・ 理学療法については、全部又は一部について新高等部学習指導要領によりすることができることとしたこと。その際、省令に示す理学療法に属する科目として「理学療法管理学、理学療法臨床実習、理学療法情報」を加えたこと。
- 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校
 - ・ 印刷については、全部又は一部について新高等部学習指導要領によりすることができることとしたこと。その際、省令に示す印刷に属する科目として「印刷製版技術、DTP技術、印刷情報技術、デジタル画像技術」を加えたこと。
 - ・ 理容・美容については、全部又は一部について新高等部学習指導要領によりすることができる

こと。その際、省令に示す理容・美容に属する科目として「関係法規・制度、保健、香粧品化学、文化論、運営管理、理容・美容情報」を加えたこと。

- ・ クリーニングについては、全部又は一部について新高等部学習指導要領によることができること。
 - ・ 歯科技工については、新高等部学習指導要領によること。その際、省令に示す歯科技工に属する科目として「歯科技工情報」を加えたこと。
- 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校
- ・ 各学科に共通する各教科及び主として専門学科において開設される各教科については、全部又は一部について新高等部学習指導要領によることができること。

【総則及び各教科等の平成32年4月1日からの特例】

- 高等部における移行期間中の教育課程の編成・実施に当たっては、新高等部学習指導要領第1章の規定のうち、特例告示において移行期間中に適用すべきものとしている事項を踏まえ、その趣旨の実現を図ること。
- 視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校
- ・ 理学療法については、新高等部学習指導要領によること。

【移行措置の適用対象】

- 移行措置は、以下の特例を除き、移行期間中に在籍する全ての生徒に適用する。
- ・ 高等学校特例告示第2項の(5)の規定に関する特例については、平成30年4月1日以降に高等部に入学した生徒について適用すること。
 - ・ 総合的な探究の時間及び歯科技工に関する特例は、平成31年4月1日以降に入学した生徒について適用すること。
 - ・ 理学療法及び特別の教科道徳に関する特例は、平成32年4月1日以降に高等部に入学した生徒について適用すること。

2 移行措置中における学習評価の取扱い

- 移行期間中における学習評価の在り方については、移行期間に新高等部学習指導要領の規定を適用する部分（第3章特別の教科道徳を除く。）を含め、現行高等部学習指導要領の下の評価規準等に基づき、学習評価を行うこと。
- 特別の教科道徳については、追って別途通知する予定であること。